

平成 22 年 6 月 15 日
入札監理小委員会
審議用資料

牛乳乳製品統計調査
民間競争入札実施要項（案）

牛乳乳製品統計調査における
民間競争入札実施要項（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号、以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、農林水産省は、公共サービス改革基本方針（平成21年 7 月10日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された牛乳乳製品統計調査に係る統計調査関連業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1 牛乳乳製品統計調査の概要

牛乳乳製品統計調査は、基礎調査と月別調査からなり、牛乳及び乳製品の生産、出荷及び在庫等に関する実態を明らかにし、畜産行政の基礎資料を整備することを目的としている。

なお、平成21年調査（基礎調査については平成20年調査）からは、民間競争入札を実施し、民間事業者が業務を実施している。（別紙 3-1、別紙 3-2）。

(1) 調査の対象

農林水産省が示す、「牛乳乳製品統計調査 乳製品工場・牛乳処理場一覧表」（以下「乳製品工場・牛乳処理場一覧表」という。）（別紙 4）の乳製品工場・牛乳処理場（以下「乳製品工場等」という。）とする。

調査客体の選定基準は以下のとおりである。

ア 基礎調査の調査客体は、「日本標準産業分類」に掲げる乳製品製造業に属する事業所のうち、牛乳処理場及び乳製品工場とする。

なお、乳製品工場のうち、アイスクリームのみ製造する乳製品工場で年間生産量が5万リットルに満たないものは除く。

イ 月別調査の調査客体は基礎調査の調査客体のうち、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する牛乳処理場及び乳製品工場である。

(ア) 乳製品工場

(イ) 県外から生乳を受乳している工場

(ウ) 飲用牛乳等を県外へ出荷している工場

(エ) 12月の月間の生乳受乳量が300 t 以上の工場

(オ) 県別に(ア)～(エ)のいずれかに該当する調査客体の12月の月間の生乳受乳量の合計が、基礎調査の全調査客体の受乳量の合計に占める割合の80%未満の場合において、(ア)～(エ)の基準に該当しない工場から、受乳規模の大

きい順に抽出し、80%以上となるまでの工場とする。

(2) 調査の規模

調査規模は「牛乳乳製品統計調査 都道府県別調査客体数」（別紙５）のとおりである。

(3) 調査時期

ア 基礎調査

調査の期日：12月末日現在

調査対象期間：毎年1月1日から12月31日

調査票の回収期日：1月下旬

イ 月別調査

調査の期日：毎月末日現在

調査対象期間：1月から12月までの各月

調査票の回収期日：毎月上旬

(4) 調査事項

ア 基礎調査

- (ア) 経営組織及び常用従業者数
- (イ) 生乳の送受乳量及び処理内訳
- (ウ) 牛乳等の生産量及び出荷状況
- (エ) 飲用牛乳等の容器容量別生産量
- (オ) 生産能力（機器の処理能力等）
- (カ) 乳製品の生産量

イ 月別調査

- (ア) 生乳の送受乳量及び繰越、繰入量
- (イ) 生乳の処理量
- (ウ) 牛乳等の生産量
- (エ) 飲用牛乳等の都道府県別出荷量
- (オ) 乳製品の生産量及び月末在庫量

(5) 調査方法

ア 基礎調査

調査票を郵送により送付し、調査客体が記入した調査票を郵送及びFAXにより回収する方法、政府統計共同利用システムオンライン調査システム（以下「オンライン調査システムという。」）等により調査票を配付・回収する方法、又は調査員により調査票を配付・回収する方法。

イ 月別調査

調査票を郵送により送付し、調査客体が記入した調査票を郵送及びFAXにより回収する方法、又はオンライン調査システム等により調査票を配付・回収

する方法。

2 牛乳乳製品統計調査に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 牛乳乳製品統計調査に係る請負業務の内容

請負業務は、牛乳乳製品統計調査における実査準備、実査、審査、調査票データの電子化、集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成、調査客体への謝礼支給である。(別紙6-1、6-2)

このうち、審査、調査票データの電子化、集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成の業務については、平成21年・22年の請負業務に加えて実施するものである。

ア 業務期間

平成22年11月1日から平成26年1月末日まで(基礎調査平成22年～24年調査分、月別調査平成23年1月調査分から平成25年12月調査分)とする。

イ 農林水産省からの貸与物件

農林水産省からの貸与物件は以下の(ア)から(コ)のとおりである。

(ア) 乳製品工場・牛乳処理場一覧表(別紙4)

毎年11月上旬頃に10月末日現在の一覧表を貸与する。

(イ) 牛乳乳製品統計調査 照会対応事例集(以下「照会対応事例集」という。)

(ロ) 牛乳乳製品統計調査 調査客体情報(以下「調査客体情報」という。)(別紙7)

(ハ) 牛乳乳製品統計調査 審査事項一覧表(以下「審査事項一覧表」という。)(別紙8)

(ニ) 牛乳乳製品統計調査 疑義照会取りまとめ表(以下「疑義照会取りまとめ表」という。)

(ホ) 前年調査票データ(基礎調査、月別調査)

(ヘ) 牛乳乳製品統計調査 集計プログラム

(ニ) 政府統計共同利用システム オンライン調査システム利用手順書(以下「システム利用手順書」という。)

(ケ) ワンタイムパスワードトークン(認証用機器)

「政府統計共同利用システム」にアクセスする際に必要となるワンタイムパスワード(認証のために1回しか使えない「使い捨てパスワード」のこと)を生成する機器。

(コ) 牛乳乳製品統計調査 オンライン調査システム操作ガイド(以下「システム操作ガイド」という。)

ウ 業務の引継

農林水産省は、本業務を開始するまでの間に業務内容を明らかにした書類等により、民間事業者に必要な業務の引継等を行うものとする。

また、本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、農林水産省

は8(1)の報告等をもとに次期事業者へ引継を行うものとするが、必要に応じて、業務終了前に民間事業者に対し、引継に必要な資料等を求めた場合には、民間事業者は応じること。

エ 業務内容

本業務における業務内容は以下のとおりであるが、民間事業者は定期的に農林水産省と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めること。

本業務は、次の各工程からなる。

- ・実査準備（調査関係用品の印刷、調査客体への協力依頼）
- ・実査（調査関係用品の配付、オンライン調査システムの回答者情報登録、調査客体からの問い合わせ・苦情等への対応、調査票の回収・督促）
- ・審査（調査票の内容審査、調査客体への疑義照会）
- ・調査票データの電子化
- ・集計（調査票データの集計）
- ・第1報統計表及び報告書統計表の作成、審査
- ・調査客体への謝礼支給

(7) 調査関係用品の印刷（11月から1月中旬まで）

民間事業者は、次に示す項目に留意して調査関係用品の印刷を行うこととする。

- ① 調査客体に配付する調査関係用品（別紙9参照）を農林水産省が提供した原稿を基に作成・印刷すること。

また、基礎調査票のプレプリント（調査客体の負担軽減の観点から、予め指標コード及び前年値を調査票に印刷すること）は、民間事業者において行うこと。

- ② 各調査関係用品の印刷に当たっては、農林水産省の指定した仕様、紙質、色などを使用すること。

また、見本については、入札説明会において示すものとする。

- ③ 調査客体に配付する調査関係用品における本調査の実施機関名は「農林水産省牛乳乳製品統計調査事務局」とすること。

(4) 調査客体への協力依頼（12月中旬まで）

① 基礎調査

民間事業者は、「乳製品工場・牛乳処理場一覧表」（別紙4）に示されたすべての乳製品工場等に対し、調査への協力を依頼し、毎年12月中旬までに調査客体を確定させる。

また、民間事業者は、調査客体への調査関係用品の配付、調査方法を決定する。

その際、インターネットが整備されている調査客体については、オンライン調査についても協力を求めることとし、オンライン調査を希望する調査客体があった場合は農林水産省へ連絡すること。（オンライン調査への変更は年途中からでも可能である。）

② 月別調査

民間事業者は、農林水産省から貸与された「乳製品工場・牛乳処理場一覧表」に月別調査の対象として示されたすべての乳製品工場等に対し、毎年12月中旬までに翌年の1月分以降の調査協力の継続を依頼し、調査客体を確定させるとともに、農林水産省から1月以降新規乳製品工場等が操業したとの連絡があった場合にも、同様に調査協力の依頼を行う。

また、民間事業者は、調査客体への調査関係用品の配付、調査方法を決定する。

その際、インターネットが整備されている調査客体については、オンライン調査についても協力を求めることとし、オンライン調査を希望する調査客体があった場合は農林水産省へ連絡すること。（オンライン調査への変更は年途中からでも可能である。）

基礎調査または月別調査について、調査客体から調査協力が得られないと民間事業者自らが判断した場合は、速やかに「牛乳乳製品統計調査 調査拒否等報告」（以下「調査拒否等報告」という。）（別紙10-1、10-2）に取りまとめ、農林水産省に報告し指示を仰ぐこと。

なお、別途農林水産省より協力依頼を行う場合がある。

(ウ) 調査関係用品の配付(12月から1月下旬まで)

民間事業者は、調査関係用品を調査客体に配付する。

また、オンライン調査については、基礎調査、月別調査ともに、「システム利用手順書」に基づきID、パスワードを設定の上、「システム操作ガイド」に添付し配付する。

なお、調査関係用品の配付の方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、提案書にその具体的な内容を記述すること。

調査関係用品の配付に係る郵送料については、実費負担額を国が負担する。

(イ) オンライン調査システムの回答者情報登録(随時)

民間事業者は、オンライン調査システムを使用する前月末日までに、「システム利用手順書」及び「牛乳乳製品統計調査オンライン調査における回答者登録情報登録作業及び調査客体から回答データ取得作業の手順」（別紙11）に基づき回答者情報の登録作業を行う。

なお、作業場所については、民間事業者が用意することとし、システム環境については、Windows Vista(SP1)、WindowsXP(SP2)、Windows2000(XP4)、Internet Explorer8、Internet Explorer7、Internet Explorer6、Adobe Reader 7.0.9以上のものを、ネットワークは、ADSL等のブロードバンド環境、固定IPアドレスを民間事業者で準備すること。

(オ) 調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応(随時)

① 調査客体からの調査内容等に関する照会に適宜回答する。

② 調査客体からの問い合わせへの対応については、照会対応事例集に基づいて、問い合わせ・苦情等対応マニュアルを作成し、本業務開始まで

に農林水産省の了解を得ること。

- ③ 問い合わせや苦情等の対応状況については、「牛乳乳製品統計調査 問い合わせ・苦情等対応状況」（以下「問い合わせ・苦情等対応状況」という。）（別紙12-1、12-2）に取りまとめ、期日までに調査票等と併せて農林水産省に提出すること。

また、オンライン調査システムを使用する場合の問い合わせや苦情等の対応については、「システム操作ガイド」に基づき行うこと。

(カ) 調査票の回収・督促

民間事業者は、調査客体に対し、指定した期日までに調査票を提出するよう周知、徹底を図るとともに、未提出調査客体に対して督促を行う。

オンライン調査システムによる場合は、「システム利用手順書」を参照するものとする。

調査票の回収・督促方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、提案書にその具体的な内容を記述すること。

また、調査客体から調査票の回収が困難であると判断した場合は、速やかに「調査拒否等報告」（別紙10-1、10-2）に取りまとめ、農林水産省に報告し指示を仰ぐこと。

なお、別途農林水産省より協力依頼を行う場合がある。

調査票の回収に係る郵送料については、実費負担額を国が負担する。

(キ) 調査票の回収状況の管理

民間事業者は、「牛乳乳製品統計調査 調査票回収・督促状況」（以下「調査票回収・督促状況」）（別紙13-1、13-2）に、調査票の回収・督促状況等の必要事項を記載し、調査票の回収状況を管理するとともに、期日までに調査票等と併せて農林水産省に提出すること。

(ク) 調査票の内容審査、調査客体への疑義照会

民間事業者は、提出された調査票の内容について、審査事項一覧表（別紙8）に基づき確実に審査を行い、必要に応じて調査客体に対して疑義照会を行う。

疑義照会の結果、修正が生じた場合は、調査票の内容を修正する。

また、調査票の内容審査、調査客体への疑義照会については、審査事項一覧表の他に、2の(1)イ(ウ)(オ)及び(カ)も活用しながら効率的に行う。

疑義照会の状況は「牛乳乳製品統計調査 疑義照会状況」（以下「疑義照会状況」という。）（別紙14-1、14-2）に取りまとめ、期日までに調査票等と併せて農林水産省に提出すること。

(ケ) 調査票データの電子化

民間事業者は、審査が終了した調査票について、データを電子化する。

電子化された調査票データは審査済み調査票と照合確認の上、期日までに調査票等と併せて農林水産省へ提出する。

(コ) 電子化された調査票データの集計、審査及び第1報統計表の作成

民間事業者は、電子化された調査票データを集計し、審査事項一覧表に

に基づき確実に審査を行う。審査終了後、第1報統計表を作成し、期日までに農林水産省に提出する。

(サ) 報告書統計表の作成・審査（年1回）

民間事業者は、電子化された基礎調査票及び月別調査票データから報告書の統計表を作成し、審査事項一覧表に基づき確実に審査を行い、期日までに農林水産省に提出する。

(シ) 第1報統計表及び報告書統計表の作成に当たっての留意点

民間事業者は、農林水産省が調査票データ、集計値等の確認を求めた場合は応じること。

基礎調査、月別調査の第1報統計表及び報告書統計表の様式については、契約後、農林水産省から提供する様式を基に作成すること。

なお、集計・審査方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、提案書にその具体的な内容を記述すること。

(ス) 調査客体への謝礼支給

民間事業者は、調査客体に対し、以下の基準により謝礼を支給すること。

謝礼支給に要する費用については、実費負担額を国が負担する。

なお、年間の謝金支払額（支払件数）、報奨品支給額（支給件数）及び受領辞退客体数について、事業報告書に記載すること。

① 基礎調査

調査終了後速やかに、平成19年度に国が調査客体に支払った金額（4,080円）の謝金を支払い又は謝金相当の報奨品の支給を行うこと。

② 月別調査

調査客体に対し、毎年1月末日までに、平成19年に国が調査客体に支払った金額（調査票を回収した月数に応じ最大年間17,520円（ただし、牛乳処理場及び乳製品工場を併設する調査客体（平成21年は123客体）については、最大年間35,040円。））の謝金を支払い又は謝金相当の報奨品の支給を行うこと。

オ 情報セキュリティ管理

(ア) 本業務の実施に当たって、情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、セキュリティマニュアルを作成して適正な調査情報の管理を行うこと。

なお、セキュリティマニュアルについては提案書と併せて提出し、農林水産省の審査を受けること。

(イ) 調査関係用品、納入物件以外に作業過程で作成し、不要となった帳票、電子媒体等は契約終了時までに裁断・粉碎等により廃棄すること。

(ウ) 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、今後の対応方針について協議すること。

カ 納入物件（納入時期）

(ア) 審査済み調査票

（基礎調査は毎年2月25日、月別調査は翌月18日）

(イ) 第1報統計表

(基礎調査は毎年2月25日、月別調査は翌月21日)

(ウ) 報告書統計表

(基礎調査は毎年2月25日、月別調査は12月分報告時にあわせ報告)

なお、納入は電子媒体とするが、(7)審査済み調査票については、電子媒体と併せて紙媒体も納入する。

また、農林水産省の執務用・保存用として、「調査客体配付用品一覧表」(別紙9)に掲げる印刷物一式を印刷終了時に5セット納入する。

(2) 業務受託に関する留意事項

ア 民間事業者は、本業務を実施するために、調査関係書類を厳重に管理する保管庫、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所を用意する。

イ 民間事業者は、「農林水産省牛乳乳製品統計調査事務局」という名称を用いて実査、督促、照会対応等を実施する。

また、民間事業者は調査客体からの調査票の返送先を自ら必ず確保するとともに、契約締結後速やかに、調査票の返送先を農林水産省に報告すること。

ウ 民間事業者は、請負業務の適切な実施を確保するために、農林水産省との連絡・調整を行う担当者を設置すること。

担当者は業務履行時間内(平日の9:00~18:00)においては、速やかに農林水産省と連絡・調整が取れる状態を保つこととし、農林水産省との連絡・調整はこの担当者を経るものとする。

エ 民間事業者が調査員による調査を実施する際には、調査員を確保するとともに、必要な研修等を実施する。

また、調査員からの疑義照会に対し対応できる体制を整えることとする。

なお、農林水産省の登録調査員の利用を希望する場合には、農林水産省から登録調査員に対し民間事業者への情報提供の可否を確認するとともに同意が得られた登録調査員を紹介するが、民間事業者が雇用する調査従事者の調査活動時に起こった事故などの補償に対しては、民間事業者の責任において対応する。

(3) 業務遂行に当たり確保されるべき質

本業務を実施するに当たって、確保されるべき質として求められるものは、以下のとおりである。

ア 本業務の実施に当たり、農林水産省と調整した上、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。

イ 照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合は、民間事業者が作成した問い合わせ・苦情等対応マニュアルに沿って対応すること。

ウ 牛乳乳製品統計調査は、統計法(平成19年法律第53号)に定める基幹統計であることから、農林水産省が選定した全ての調査客体から調査票を100%回収

すること。

エ 調査票、第1報統計表及び報告書統計表については報告期日までに報告するとともに、審査事項一覧表の検討項目全てについて確実に検証を行うこと。

なお、調査票及び統計表の検証については、民間事業者は、次の(7)及び(イ)について、農林水産省の依頼に応じ、迅速かつ的確に対応すること。

(7) 農林水産省が調査票データ、集計値等の確認を求めた場合は応じること。

(イ) 農林水産省から疑義照会を受けた場合は、必要に応じて調査客体に疑義照会を行い、修正が生じた場合には調査票の内容を修正すること。

(4) モニタリングの方法について

農林水産省は、業務の実施にあたり確保されるべき質の確保状況について、

8(1)アに示す報告及び2(1)カに示す納入物件により確認する。

(5) 契約金額の支払い

ア 契約の形態は請負契約とし、調査関係用品の配付及び調査票の回収に係る郵送料、並びに謝礼または謝礼相当の報奨品支給額の実費負担額を国が負担する。

イ なお、調査関係用品の配付及び調査票の回収に係る郵送料、並びに謝礼または謝礼相当の報奨品支給額については、請求時に実費負担額を証明できる書類（領収書等）を添付すること。

ウ 契約金の支払い（実費負担分を含む。）については、落札者が決定した後、落札者と農林水産省が協議を行い、当該年度の予算の範囲内で支払金額・回数を決定する。

支払いに当たり民間事業者は、8(1)アに示す報告及び2(1)カに示す納入物件や業務の完了を確認できる書類等を農林水産省に提出する。

農林水産省は提出された書類等に基づき、業務の適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、所定の金額を支払う。

なお、適正な業務がなされていない場合には、農林水産省は民間事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払いは行わない。

(6) 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次のア又はイの場合、速やかに業務の改善策（農林水産省への提案を含む。）を作成及び提出し、農林水産省の承認を得た上で改善策を実施するものとする。

なお、民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、農林水産省に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

ア 民間事業者が業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合。

イ 農林水産省が、8(1)アに示す報告や2(1)カに示す納入物件の確認又は業務

の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合。

3 牛乳乳製品統計調査の契約期間

契約期間は、平成22年11月1日から平成26年1月末日までとする。

4 民間競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しないものであること。（なお、未成年者又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の調査・研究において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (6) 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。
なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- (7) 実施要項の検討に当たり、外部有識者から意見を聴く場合、外部有識者又は外部有識者が属する民間事業者でないこと。

5 民間競争入札に参加する者の募集

(1) 民間競争入札に係るスケジュール（予定）

ア 入札公告	平成22年7月下旬頃
イ 入札説明会	平成22年8月上旬頃
ウ 入札説明会終了後の質問期限	平成22年8月中旬頃
エ 入札書類提出期限	平成22年9月上旬頃
オ 入札書類の評価	平成22年9月中旬頃

カ 開札	平成22年10月上旬頃
キ 契約の締結	平成22年10月中旬頃
ク 業務の引継	契約締結後、速やかに

(2) 入札実施手続

ア 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、農林水産省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、農林水産省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び農林水産省からの回答は原則として入札説明書の交付を受けたすべての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害する恐れがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

イ 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類及び業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書」という。）及び「評価項目一覧表」の提案書項番号欄に該当する提案書の項番号を記載したものを提出することとする。

なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費（ただし、実費負担の経費は除く。）の105分の100に相当する金額を記載することとする。

また、法第15条において準用する第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類を添付することとする。

ウ 提案書の内容

入札参加者が提出する提案書には、6で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

- (ア) 実施計画
- (イ) 実施体制・設備・環境
- (ウ) 組織の専門性
- (エ) 本業務従事予定者の研修
- (オ) セキュリティ対策
- (カ) 調査関係用品の印刷・配付
- (キ) 調査への協力依頼及び調査客体への謝礼支給
- (ク) 問い合わせ・苦情等対応
- (ケ) 調査票の回収及び督促
- (コ) 調査票の審査
- (サ) 調査票データの電子化及び報告
- (シ) 調査票データの集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成、審査及び報告

なお、上記について農林水産省が民間事業者の創意工夫による設定を求めている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については提案書

に記載する。

6 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。

なお、評価においては、外部有識者（評価者）による審査も行うこととする。

- (1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「表 1 評価項目一覧表」のとおり。

表 1 評価項目一覧表

提案書の目次		評価項目	評価の観点	得点配分			提案書 項目 番号
大項目	中項目			必須 (基礎点)	加 点	加 重	
1 実施計画							
1.1	実施計画		・実施計画(スケジュール)は、農林水産省の示す要件が満たされているか	基本的な調査実施計画	4	-	-
		☆	・業務手順について、効率的に業務を実施する工夫が示されているか	調査の効率化	-	12	4
2 実施体制							
2.1	実施体制・設備・環境		・本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、業務増加時の人員の補助体制が確立されているか。 なお、再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか	基本的な組織体制	4	-	-
			・支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか	基本的な設備環境	4	-	-
			・本業務を実施する場所及び設備環境(調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット等)について十分な体制が用意されているか		4	-	-
			・統計調査に精通した責任者を適正に配置しているか	統計調査の知識と体制の柔軟性	-	3	1
			・農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか		-	9	3
2.2	組織の専門性		・業務遂行に当たり、牛乳・乳製品の生産・流通関係の知識(牛乳・乳製品についての用語、生産工程の知識)についての基本的な知見を有しているか。	専門性	4	-	-
			・電話による督促、問い合わせ、苦情対応の業務を行うに当たっては、テレマーケティング業務の実務経験者を有する者を配置することになっているか	処理能力	-	3	1
			・類似調査事業の受託実績があり、組織または本業務従事予定者に調査に関する専門知識、ノウハウ等があるか	実務実績	-	12	4
			・ISO9001の認証を受けているか(注1)	資格	-	2	-
2.3	本業務従事予定者の研修		・教育(研修)のプログラムの概要が必要な内容を含むか(牛乳乳製品統計調査について、秘密の保護についてなど)	研修のプログラム	4	-	-
		☆	・研修の計画に工夫が示されているか(方法、研修時間など)	研修計画	-	3	1
		☆	・統計調査(調査項目)の特徴や特性が理解される工夫が示されているか		-	6	2
2.4	セキュリティ対策		・農林水産省の示す情報セキュリティ管理の要件が満たされているか	基本的なセキュリティ	4	-	-
			・プライバシーマークの認証を受けているか(注2)	万全なセキュリティ	-	3	-
			・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受けているか(注3)		-	6	-
			・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか		-	6	2
3 個別業務の実施方法							
3.1	調査関係用品の印刷・配付		・印刷・配付の手順が示されているか	基本的な手法	4	-	-
		☆	・配付の方法について業務を円滑に行うための工夫による設定が示されているか	効率化	-	3	1
		☆	調査関係用品の誤配を防ぐ工夫が示されているか		-	6	2
3.2	調査への協力依頼及び調査客体への謝礼支給		・調査への協力依頼、謝礼の支給についての手順が具体的に示されているか	基本的な手法	4	-	-
		☆	・調査客体との良好な関係を維持するための工夫が示されているか	調査への協力依頼、謝礼業務の質	-	9	3
		☆	・調査客体に調査内容をわかりやすく説明し、協力を得るための工夫が示されているか		-	3	1
		☆	・調査客体への謝金支払、報奨品支給を迅速・正確に行うための工夫が示されているか		-	3	1
3.3	問い合わせ・苦情等対応		・調査対象からの問い合わせ・苦情等対応についての手順が具体的に示されているか	基本的な手法	4	-	-
		☆	・調査客体からの問い合わせ・苦情等に、迅速、適切に対応するための体制と工夫が示されているか	問い合わせ・苦情等対応業務の質	-	6	2
3.4	調査票の回収及び督促		・調査票の回収及び督促についての手順が具体的に示されているか	基本的な手法	4	-	-
		☆	・調査票を確実に回収(100%)するための工夫がみられるか	調査票の回収及び督促業務の質	-	9	3
3.5	調査票の審査		・調査票の審査についての手順が具体的に示されているか	基本的な手法	4	-	-
		☆	・審査を迅速・的確・確実に行うための工夫が示されているか	調査票の審査業務の質	-	12	4
		☆	・農林水産省からの疑義照会に迅速、適切に対応するための工夫が示されているか		-	6	2
3.6	調査票データの電子化及び報告		・調査票データの電子化及び報告についての手順が具体的に示されているか	基本的な手法	4	-	-
		☆	・調査票データの電子化を正確・迅速に行うための工夫が示されているか	効率化	-	6	2
		☆	・農林水産省からの疑義照会に迅速、適切に対応するための工夫が示されているか		-	3	1
3.7	調査票データの集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成、審査及び報告		・調査票データの集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成及び報告についての手順が具体的に示されているか	基本的な手法	4	-	-
		☆	・調査票データの集計、第1報統計表及び報告書統計表を正確・迅速に作成・審査・集計するための工夫が示されているか	効率化	-	6	2
		☆	・農林水産省からの疑義照会に迅速、適切に対応するための工夫が示されているか		-	6	2
					56	143	
☆ 新規性・創造性・効率性を求める項目					99	0	99
実施体制、実績を評価する項目					100	56	44
技術点合計					199	56	143

必須(基礎点)の評価については、「項目に該当する点数」または「0点」により評価、加点については、
加点項目ごと3点満点で、0～3点の4段階により評価

注1)この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…2点 で評価を行う
注2)この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…3点 で評価を行う
注3)この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…6点 で評価を行う

落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿い、かつ実行可能なものであるか（必須項目として評価する）、また、効果的なものであるか（加点として評価する）について行うものとする。

ア 必須項目審査

農林水産省は、入札参加者が提案書に記載した内容が、「表１ 評価項目一覧表」上の「必須（基礎点）」の項目を満たしていることを確認する。すべて満たしている場合は合格とし基礎点（56点）を付与し、１つでも満たしていない場合は失格とする。

イ 加点項目審査

必須項目審査で合格になった入札参加者に対して、「表１ 評価項目一覧表」上の「加点」の項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるかという観点から入札参加者の企画提案を評価することにより加点する。

評価者は、加点項目ごとに入札参加者の提案書の内容を比較し、各入札参加者に対して次表審査基準により０点から３点までを付与する。各入札参加者の得点は、各評価者の得点に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。（満点143点）

表２ 審査基準

評 価	評 価 内 容	得 点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

(2) 落札方式及び得点配分

ア 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「エ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 「表１ 評価項目一覧表」に記載される要件のうち必須とされる項目を、すべて満たしていること。

イ 得点配分

技術点に関し、新規性、創造性、効率性を求める項目の配分を99点、実施体制、実績を評価する項目の配分を100点とする。

表 3 得点配分

技術点（必須項目：基礎点）	56点
技術点（加点項目：加点）	143点
価格点	100点

ウ 技術点の算出

基礎点は、すべて満たす場合は56点とし、1つでも満たしていない場合は0点とし失格とする。

また、加点について複数の評価者がある場合は、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する（小数点以下の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる）。

エ 総合評価点の計算

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分×（1－入札価格÷予定価格）

なお、総合評価点は数値の最も高いものが、明らかになる位まで算出する。

(3) その他

ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「(2)エ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い1者を落札者として決定することがある。

イ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない農林水産省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

ウ 農林水産省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(4) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札で落札者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行うこととする。

7 牛乳乳製品統計調査における従来の実施状況に関する状況の開示

牛乳乳製品統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」（別紙1）のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備

- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法

8 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告について

ア 2(3)で設定した本業務の遂行に当たって求められる質の確保がなされていることを確認するため、民間事業者は、次の(ア)から(カ)について、農林水産省に報告する。

また、農林水産省は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

(ア) 調査拒否等報告(随時)(別紙10-1、10-2)

(イ) 問い合わせ・苦情等対応状況(基礎調査は2月25日、月別調査は翌月18日)(別紙12-1、12-2)

(ウ) 調査票回収・督促状況(基礎調査は2月25日、月別調査は翌月18日)(別紙13-1、13-2)

(エ) 疑義照会状況(基礎調査は2月25日、月別調査は翌月18日)(別紙14-1、14-2)

(オ) 勤務体制表(翌月18日)

① 毎月の業務担当者の配置実績及び勤務体制表

② 調査票等を扱うことができる人員の管理体制、保管責任者、管理責任者等の体制及び保管・管理状況を報告

③ 勤務体制については、各工程に作業責任者を置き、氏名、所属、連絡先を報告

④ 督促・審査及び苦情対応業務の業務担当者の氏名、所属を報告

(カ) 事業報告書

平成23年調査：平成24年1月末日

平成24年調査：平成25年1月末日

平成25年調査：平成26年1月末日

イ 農林水産省は、民間事業者から受けた報告(1)アについて取りまとめの上、調査年の翌年の5月末までに公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。

(2) 調査について

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(1)の報告や次のア及びイによるモニタリングの結果等から必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする農林水産省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26

条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ア 民間事業者への電話等（適宜）

農林水産省から民間事業者へ電話等により、業務担当者に対し、照会状況、調査票の回収状況等の様々な質問を投げかけることで、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。

イ 不正行為の有無の確認（適宜）

民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査客体に農林水産省から不正行為の有無を確認する。

(3) 指示について

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、(2)の調査結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

なお、上記によらず、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことを可能とする。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

(ア) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(イ) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ農林水産省の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

(ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

(イ) 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用

の有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない（ただし、2(1)エ(ス)の調査客体に対する謝礼を除く。）。

エ 宣伝行為の禁止

(7) 民間事業者及び本業務に従事する者は、「農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室」や「牛乳乳製品統計調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が牛乳乳製品統計調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

オ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

カ 記録・帳簿書類の保管

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

キ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ク 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ農林水産省の承認を受けなければならない。

ケ 再委託

(7) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で農林水産省の承認を受けなければならない。

(エ) 民間事業者は、上記(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には、民間事業者が農林水産省に対して負う義務を的確に履行するため、再委託先の事業者に対し上記「(4)秘密の保持」及び本項（「(5)契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」）に規定する事項について必要な措置を講じさせるとともに再委託

先から必要な報告を徴収することとする。

- (オ) 上記(イ)から(エ)までに基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合には、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。
- (カ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、再委託先の事業者に再々委託をさせてはならない。

コ 請負内容の変更

民間事業者及び農林水産省は、本業務の更なる質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

サ 契約の解除等

農林水産省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (ア) 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。
- (イ) 暴力団員を業務の統括者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- (ウ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

なお、本規定により農林水産省が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を農林水産省に納付しなければならない。

シ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と農林水産省とが協議するものとする。

9 契約により民間事業者が負うべき責任

- (1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 農林水産省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、農林水産省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

- (2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって農林水産省に損害を与えたときは、民間事業者は、農林水産省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。
- (3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、「2(1)カ 納入物件」に定める納入期限を遅延したときは、遅延金として納入期限の翌日から履行完了までの遅延日数1日につき契約金額の年5パーセントの割合で計算した額を農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。

10 法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

農林水産省は、内閣総理大臣が評価を行うに当たり必要な情報を得るため、本業務の実施状況について、調査年の翌年1月末日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

農林水産省は、8(1)の報告等を基に、下記(3)の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と比較・分析すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する（数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する。）。併せて経費削減が達成されたかを確認する。

(3) 調査項目

ア 8(1) ア(7)～(カ)に掲げる項目

イ 調査票及び統計表の検証状況（農林水産省からの疑義照会件数・内容等）

ウ 実際に本業務の実施に要した経費（調査客体への謝金支給等が完了した時点）

(4) 農林水産省は、必要に応じ民間事業者及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 農林水産省は、本業務の実施状況等を内閣総理大臣に提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

11 その他の実施に関する必要事項

(1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(2) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成19年法律第53号）その他関係法令を遵守するものとする。特に統計法は第41条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

(3) 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(4) 次のア及びイのいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。

ア 法第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

イ 正当な理由なく、法27条第1項の規定による指示に違反した者

(5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記(4)の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記(4)の刑を科されることとなる。

(6) 実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

農林水産省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、毎年業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

(7) 農林水産省の監督体制

ア 本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

イ 本業務の実施状況に係る監督は、8(2)により行うこととする。

(8) 公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会

農林水産省は、民間競争入札実施要項の策定及び業務実施状況の評価等を行うに当たり専門技術的知見を得るために、外部有識者3名を構成員とする「公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」を開催することとする。

別紙 1	従来の実施状況に関する情報の開示
別紙 2	農林水産省の組織図（平成22年 4 月現在）
別紙 3－1	牛乳乳製品統計調査(基礎調査) の流れ図（平成21年・22年の実施状況）
別紙 3－2	牛乳乳製品統計調査(月別調査) の流れ図（平成21年・22年の実施状況）
別紙 4	牛乳乳製品統計調査 乳製品工場・牛乳処理場一覧表
別紙 5	牛乳乳製品統計調査 都道府県別調査客体数
別紙 6－1	牛乳乳製品統計調査（基礎調査）の流れ図（平成23年～の実施方法）
別紙 6－2	牛乳乳製品統計調査（月別調査）の流れ図（平成23年～の実施方法）
別紙 7	牛乳乳製品統計調査 調査客体情報
別紙 8	牛乳乳製品統計調査 審査事項一覧表 （平成22年 4 月現在）
別紙 9	調査客体配付用品一覧表
別紙10－1	牛乳乳製品統計調査 調査拒否等報告 （基礎調査）
別紙10－2	牛乳乳製品統計調査 調査拒否等報告 （月別調査）
別紙11	牛乳乳製品統計調査オンライン調査における回答者登録情報登録作業及び調査客体からの回答データ取得作業の手順
別紙12－1	牛乳乳製品統計調査 問い合わせ・苦情等対応状況 （基礎調査）
別紙12－2	牛乳乳製品統計調査 問い合わせ・苦情等対応状況 （月別調査）
別紙13－1	牛乳乳製品統計調査 調査票回収・督促状況 （基礎調査）
別紙13－2	牛乳乳製品統計調査 調査票回収・督促状況 （月別調査）
別紙14－1	牛乳乳製品統計調査 疑義照会状況（基礎調査）
別紙14－2	牛乳乳製品統計調査 疑義照会状況（月別調査）
別紙15	牛乳乳製品統計調査の実施状況について（平成21年調査分）

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位：千円)		
			平成19年度	平成20年度	平成21・22年度
(農林水産省)					
人件費 (基礎)	常勤職員		3,611	3,506	2,065
	非常勤職員		773	1,125	—
人件費 (月別)	常勤職員		3,690	3,559	5,593
	非常勤職員		—	—	—
物件費			10,075	9,948	11,832
委託費 (調査協力謝金)			10,726	9,913	55,808
計 (a)			28,875	28,051	75,298
参考 値 (b)	減価償却費		53	60	72
	退職給付費用		1,969	1,592	1,914
	間接部門費		252	284	170
a+b			31,149	29,987	77,454
(注記事項)					
1. 業務の実施期間は1月から12月までの1年間。 実施に要した経費は、19年度及び20年度は1月から12月までの1年間の経費を、21・22年度は2年間分の経費を計上している。 2. 各費目の内容及び算出方法は以下のとおり。 ○人件費 (常勤職員) 人件費の内訳は基本給、諸手当、社会保険料等である。平成19、20年度については、今回の委託範囲における人件費を計上。21・22年度については、今回新たに委託する (審査、集計等) 業務のみの人件費を計上している。 ① 全国の統計・情報センターを客体数により、大・中・小の3階層に分け、各階層から統計・情報センター5か所を無作為に選定。 ② 各統計・情報センターの人件費を合計した値を、選定した統計・情報センター5か所の客体数で除し、階層ごとに1客体当たりの人件費を算出。 ③ 各階層に属する全国の統計・情報センターの客体数に、②で算出した1客体当たりの人件費を乗じ、階層別の人件費を推計。さらに、人件費を合計し、本調査における全国の人件費を算出。 ○人件費 (非常勤職員) 当該調査の統計調査員手当の支出額から計上。 ・ 平成19年及び20年の非常勤職員は、調査客体の受持数によって支払われる手当額が変動する。 具体的には、次のとおり手当額を支払うこととしている。 固定額 (調査の準備等に対する報酬) + 変動額 (1客体当たり単価*受持客体数)					

手当単価

1人当たり固定額：1,300円、変動額（1客体当たり単価）：2400円

（平成19年度）

全国の牛乳乳製品統計調査（基礎調査）調査員数：約126人

調査員調査対象客体数：約254客体

・固定額：1,300円×126人＝163,800円

・変動額：2,400円×254客体＝609,600円

（平成20年度）

全国の牛乳乳製品統計調査（基礎調査）調査員数：約166人

調査員調査対象客体数：約379客体

・固定額：1,300円×166人＝215,800円

・変動額：2,400円×379客体＝909,600円

○物件費

印刷製本費（調査票等関係書類）、通信運搬費（郵送料）、備品費、消耗品費、被服費、光熱費、通信費（電話料）、借料（パソコン等）、保守料、非常勤職員旅費を計上。（調査に直接利用する費目のみ計上。（自動車関係費を費目から除く。））

・印刷製本費及び非常勤職員旅費を除く物件費については、本業務に要した経費の特定が困難なため農林水産省統計部における各経費を積み上げた額を同部所管の全調査の客体数（延べ）で除して1客体当たりの物件費を計算した後、これに本業務の客体数を乗じて本調査に係る経費として計上している。

・印刷製本費（調査票等関係書類）は、平成19年度：584,000円として計上している。なお、平成20年度については、印刷費は計上していない。

・非常勤職員旅費については、平成19年度：8,600円、平成20年度：8,600円を計上している。なお、調査員の旅費は調査員が調査活動において一定距離以上の移動を伴った場合に支払うこととしており、計上額は実績額である。

○委託費

19、20年度については、調査協力謝金を計上した。21・22年度は今回のつかした委託範囲（審査、集計等）を除く民間委託した契約額（21・22年調査分）を計上した。なお、契約額には、調査協力謝金を含む。

○減価償却費（建物）

・定額法により算出

・建物全体の減価償却費のうち、本業務を担当している職員の人員により按分

○退職給付費用

退職給付金単価に当該調査の常勤職員の人員を乗じて算出した。

○間接部門費

間接部門費の人件費、物件費、退職給付費用の総額を農林水産省統計部組織定員数で除し、当該調査に係る人員を乗じて算出。（調査客体数の按分から人員数による按分に変更）

2 従来の実施に要した人員		(単位：人)		
		平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	基礎調査	0.658	0.638	0.224
	月別調査	0.929	0.929	0.716
非常勤職員	基礎調査	126	166	—
	月別調査	—	—	—
(業務従事者に求められる知識・経験等) ○ 統計調査、牛乳乳製品に関する知識、情報処理（パソコン操作）に関する知識、調査対象企業、業界に関する予備知識が必要。 ○ 牛乳乳製品統計調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること。				
(業務の繁閑の状況とその対応) ○ 12月～2月にかけて、基礎調査の実施にかかる調査関係書類の配付、調査票の回収、調査客体からの照会対応、調査票の審査、未提出客体への督促等、業務の繁忙期にあたる。 ○ 月毎の人員配置について 常勤職員においては、月毎に配置状況は変わらない。				
(注記事項) 1. 委託対象の業務に年度を通じて直接従事した常勤職員及び非常勤職員（牛乳乳製品基礎調査員）の人数を記載。なお、常勤職員については、平成19、20年度の人員は今回の委託範囲による人員。平成21年度の人員は、新たに追加した委託範囲分の人員である。 非常勤職員(平成19年、20年度調査)は、統計調査員手当の支出額から延べ人数を算出。 2. 他の業務を兼務している常勤職員については、当該業務に携わる比率を考慮して算定。 3. 具体的には、業務に従事した日（時間）数を年間の営業日（時間）数で除し、人員を算出。 4. 人員については、全国の農政事務所、統計・情報センターの数値を集計したものである。 5. 平成21年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ350人日である。 調査客体への協力 30人日、調査関係用品の印刷 30人日、調査票の回収・督促 84人日、月別調査の審査・疑義照会対応 192人日、調査客体への謝礼支給 14人日。なお、調査関係用品の印刷には、月別調査オンラインのシステム設計・開発・試行テストを含む。				

3 従来の実施に要した施設及び設備

○設備

電話、FAX、コピー機、パソコン、プリンタ、LAN、書庫、机・いす等

(注記事項)

1. 設備について、代表例として示している。
2. 上記設備は、兼務している他業務分を含む。基本的には、パソコンは一人一台体制だが、電話、FAX、コピー機、プリンタ、は複数名で一台となる。
3. 事業を実施するために必要となる設備は、受託者において準備する必要がある。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
基礎調査	100%	100%	100%	99%	100%	100%
21年調査において	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(注記事項)

- 1 回収率の算定根拠
回収率は、以下により算出したものである。
なお、調査客体数は調査不適合等により除外した客体はない。
 - ①平成19年度
 - 基礎調査（回収率100%）
調査対象数：（ 669）工場等、回収数：（ 699）工場等
 - 月別調査（回収率100%）
調査対象数：（ 422）工場等、回収数：（ 422）工場等
 - ②平成20年度
 - 基礎調査（回収率100%）
調査対象数：（ 678）工場等、回収数：（ 672）工場等
 - 月別調査（回収率100%）
調査対象数：（ 407）工場等、回収数：（ 407）工場等
 - ③平成21年度
 - 基礎調査（回収率100%）
調査対象数：（ 666）工場等、回収数：（ 666）工場等
 - 月別調査（回収率100%）
調査対象数：（ 410）工場等、回収数：（ 410）工場等

5 従来の実施方法

従来の実施方法（業務フロー図等）

別紙3-1、3-2及び別紙5 参照

（事業の目的を達成する観点から重視している事項）

- 調査客体からの問い合わせに対しては、迅速・丁寧・正確に回答している。
- 基礎調査において、調査客体に調査拒否された場合、民間事業者へ再度適切な指導を行っている。しかしながら、数度の依頼でも協力が得られない場合は、地方統計組織から調査客体に直接協力依頼するなど、すべての調査客体から調査協力を得られるよう努めている。
- 調査客体への協力依頼・確定
 - ・ 基礎調査：調査客体への協力依頼・確定は、毎年12月中・下旬ごろから電話等による協力依頼を経て、1月下旬頃に調査を実施している。
 - ・ 月別調査：調査客体への協力依頼・確定は、調査協力の継続を維持する観点から、基礎調査協力依頼にあわせ調査協力を取り付けている。

（注記事項）

1 調査協力依頼の方法と実績

21年調査においては、基礎調査の協力依頼時に、月別調査の客体にあつては基礎調査協力依頼を併せて実施

- ① 農林水産省から提供のあつた依頼文書に加え、調査方法・調査主体の変更を解説した資料等を作成し送付（692客体）
- ② 電話による協力依頼（171客体、延べ519回）
- ③ 訪問等による協力依頼（5 客体）

2 調査方法と実績

21年調査の調査方法と実績は以下のとおり。

- ① 基礎調査
調査は、調査票を郵送により送付し、郵送で回収する方法。
- ② 月別調査
調査は、調査票を郵送又はオンラインにより送付し、FAX又はオンラインにより回収する方法。
 - ・ FAX回収 47客体
 - ・ オンライン回収 345客体

3 督促の方法と実績

21年調査の督促方法と実績は以下のとおり。

基礎調査

- ① 期日までに480客体の調査票を回収
- ② 電話又はFAXによる督促を193客体に対し、延べ343回実施し、190客体の調査票を回収
- ③ 訪問による調査票の回収 3 客体に訪問し、2 客体より調査票を回収

月別調査

- ① 調査票回収期日の事前通知
 - ・ オンラインシステムによるメール通知（期日の6日前、4日前、2日前に実施）
 - ・ 回収が遅れがちな客体へ電話連絡
- ② 電話又はFAXによる督促
40客体に対し延べ63回実施（年間合計）

4 疑義照会の内容と件数

21年調査の疑義照会の内容は以下のとおり。

○これまでの委託範囲における疑義照会

- ①基礎調査 委託範囲外
- ②月別調査 (照会時期 毎月中旬)
 - ・審査事項一覧表に関する内容など

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
疑義照会件数	92	75	73	72	87	58	60	67	63	77	67	63	854

○今回追加した委託範囲における疑義照会

- ①基礎調査 201回 (疑義照会 2月中旬)
 - ・調査値の整合性、前年対比など
- ②月別調査 (毎月中旬)
 - ・県間交流の確認による疑義照会など

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
疑義照会件数	343	80	99	53	52	38	37	44	45	34	36	61	922

5 客体からの照会件数と内容

協力依頼時

合計件数	調査方法	謝金関係	協力の必要性	その他
60	15	15	11	19

基礎調査

合計件数	記入方法	その他
46	41	5

月別調査

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計
合計件数	53	28	22	14	8	13	8	6	2	5	4	3	166
調査内容	8	3	12	4	1	8							36
操作方法	43	23	9	8	6	2	5	4	1	5	3	1	110
その他	2	2	1	2	1	3	3	2	1		1	2	20

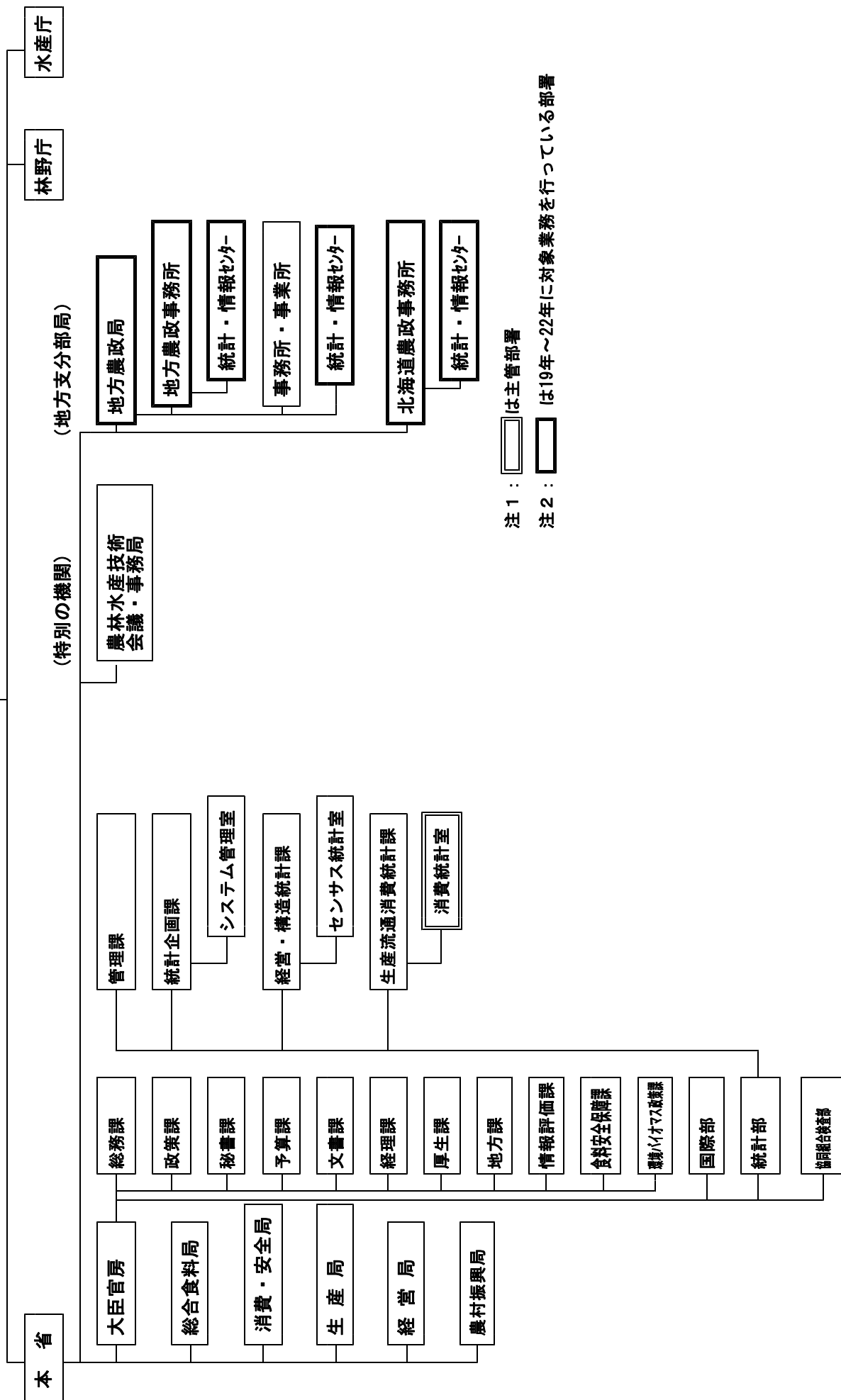
6 調査協力謝金の支払方法と実績

21年調査における調査客体に支払う謝金については、口座振込により支給した。謝金の支給金額は、基礎調査については、636客体に対して4,080円、総額約259万円支払った。

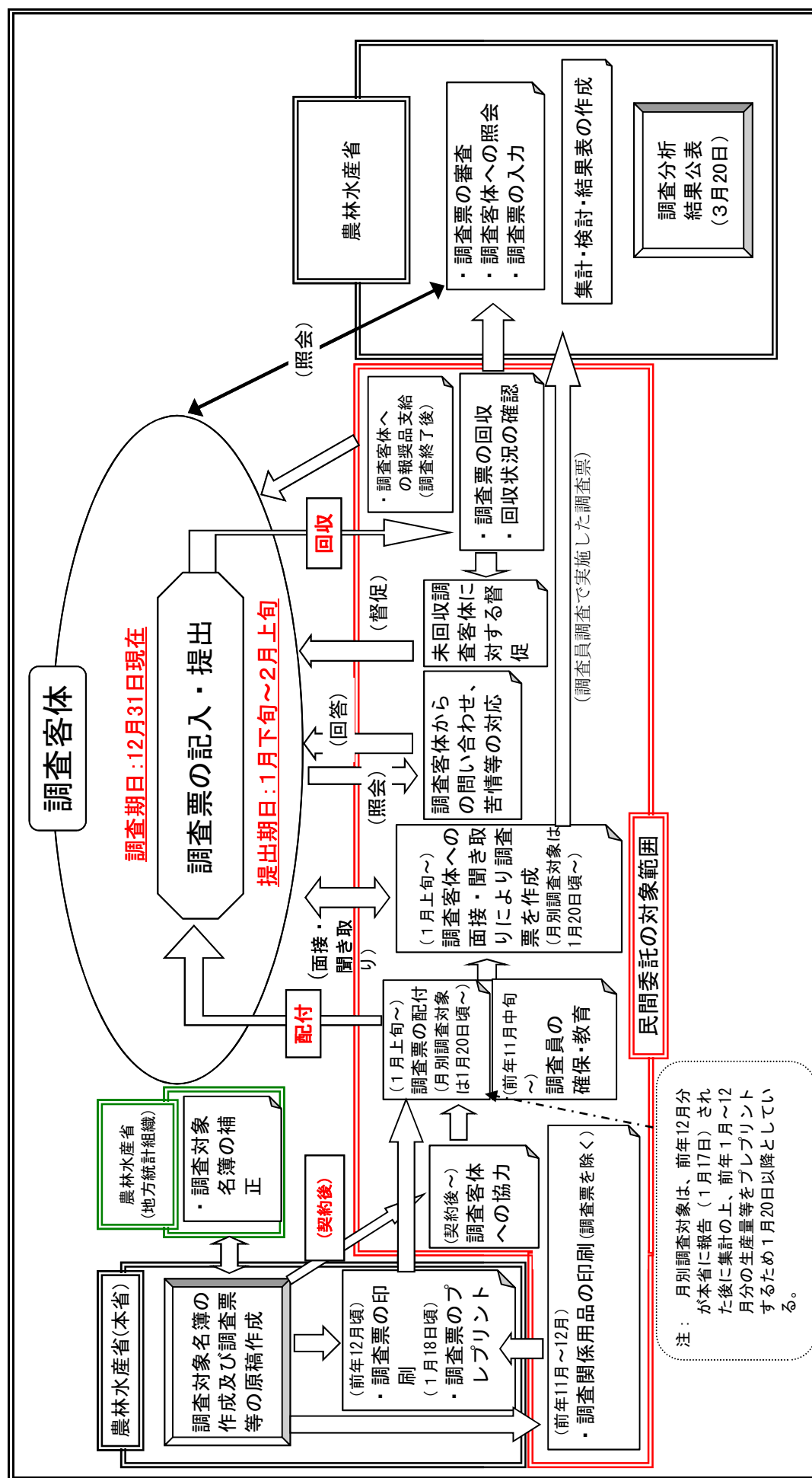
月別調査については、379客体に対して調査票を回収した月数割合に応じて年額最高17,520円、総額約870万円を支払った。

○農林水産省の組織図（平成22年 4 月現在）

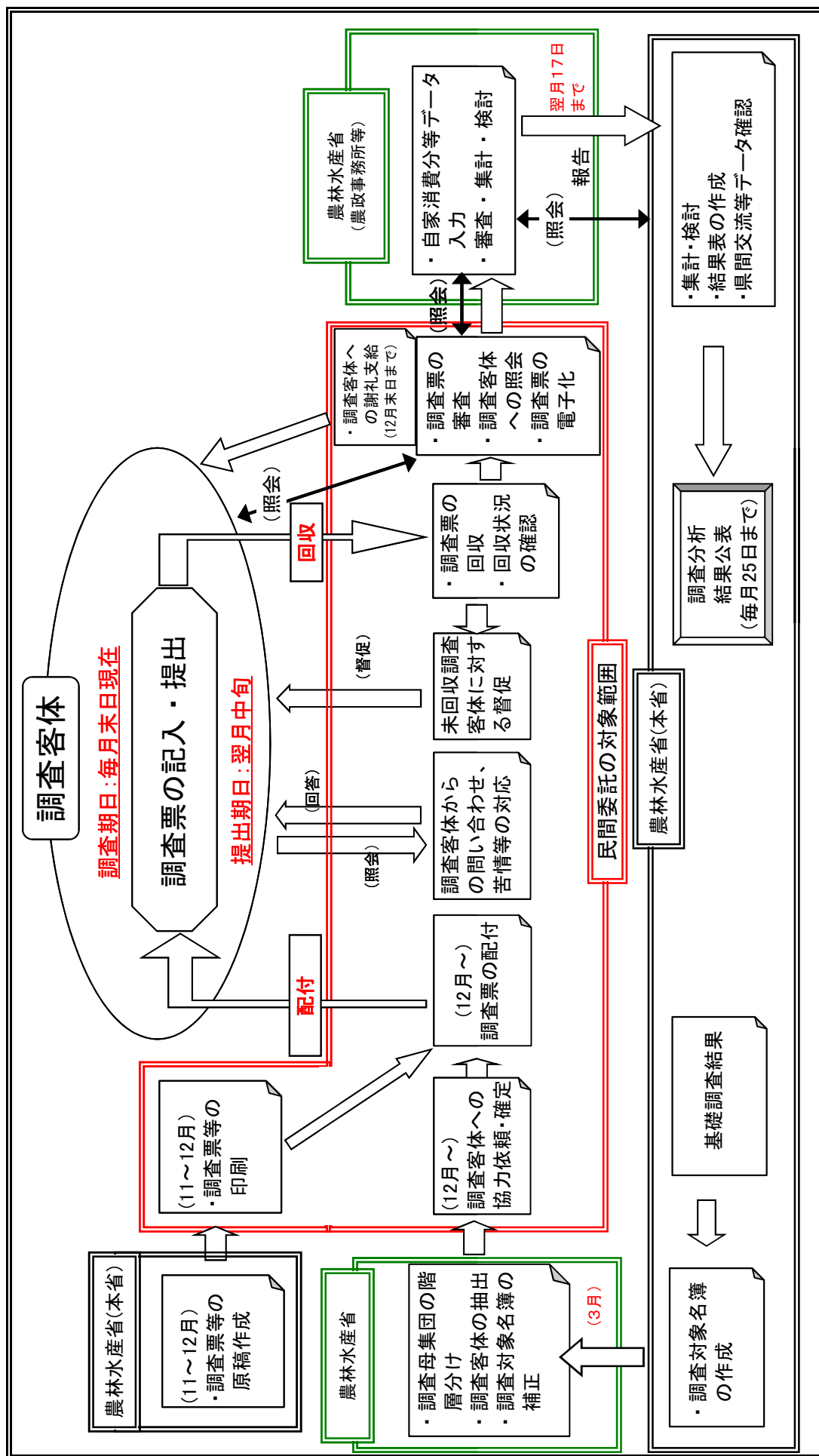
農林水産省



牛乳製品統計調査（基礎調査）の流れ図（平成21年・22年の実施方法）



牛乳乳製品統計調査（月別調査）の流れ図（平成21年・22年の実施方法）



(秘)牛乳製品統計調査・牛乳製品工場・牛乳処理場一覽表

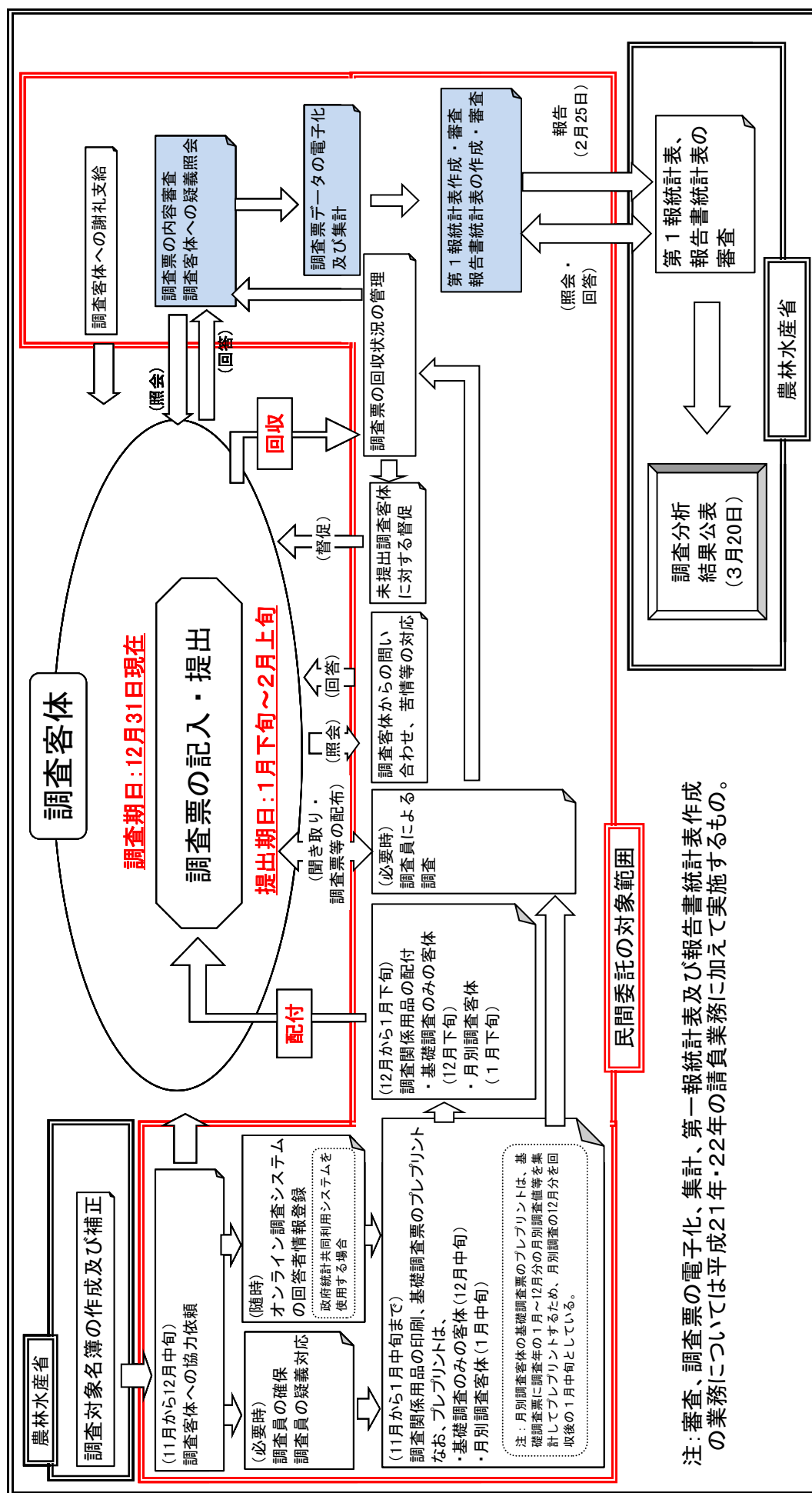
[illegible]

牛乳乳製品統計調査都道府県別調査客体数

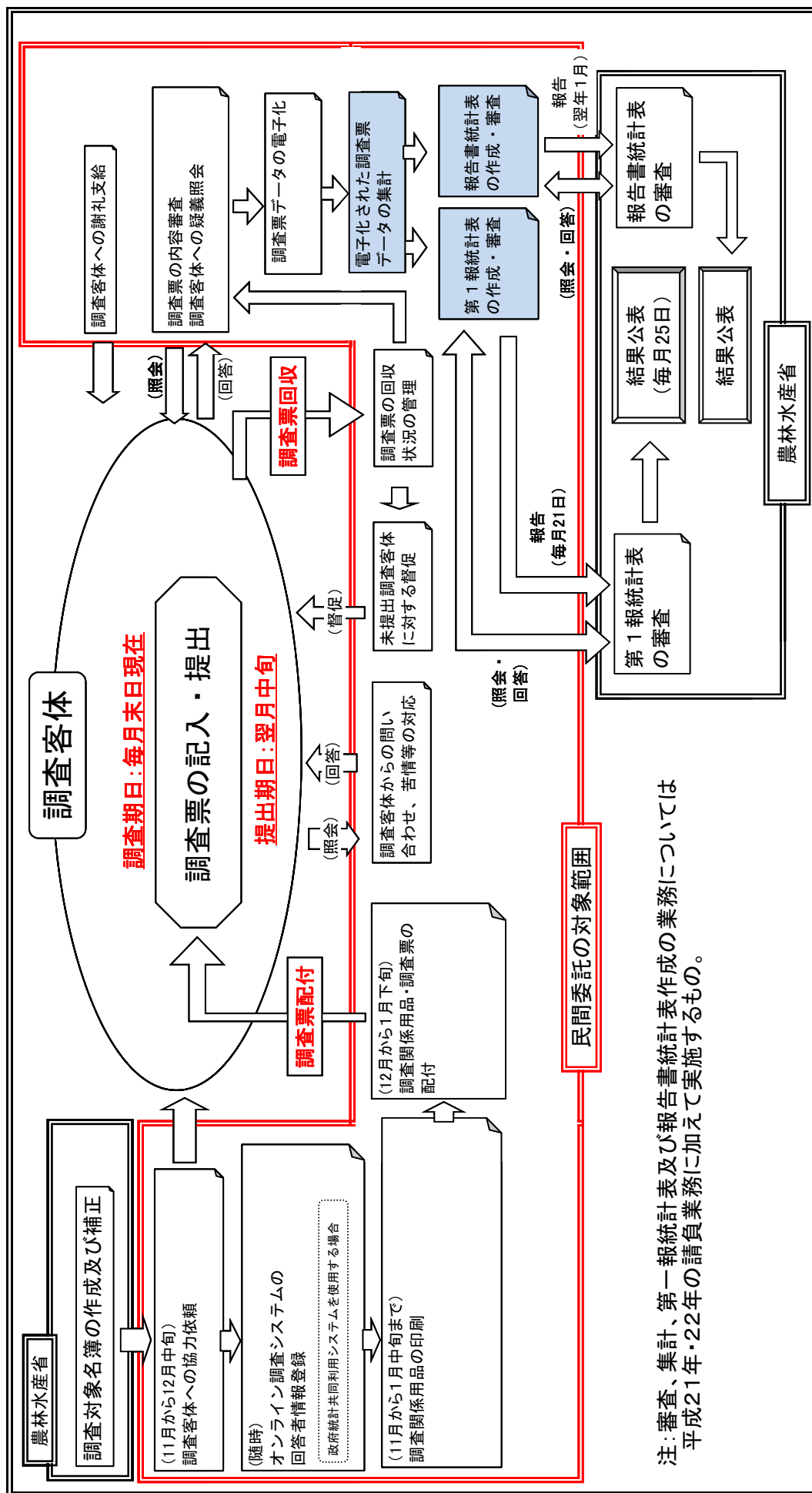
都道府県	基礎調査	月別調査	計
全 国	666	381	1,047
北 海 道	114	58	172
宮 城	10	9	19
青 森	5	1	6
岩 手	25	13	38
秋 田	9	3	12
山 形	15	6	21
福 島	12	7	19
埼 玉	18	14	32
茨 城	12	10	22
栃 木	22	14	36
群 馬	25	14	39
千 葉	19	12	31
東 京	13	10	23
神 奈 川	17	14	31
山 梨	6	6	12
長 野	27	14	41
静 岡	23	13	36
石 川	8	5	13
新 潟	24	10	34
富 山	16	6	22
福 井	4	2	6
愛 知	17	14	31
岐 阜	13	9	22
三 重	14	6	20
京 都	14	7	21
滋 賀	15	4	19
大 阪	13	10	23
兵 庫	17	13	30
奈 良	3	2	5
和 歌 山	7	5	12
岡 山	16	7	23
鳥 取	2	1	3
島 根	11	4	15
広 島	14	8	22
山 口	6	2	8
徳 島	3	2	5
香 川	4	3	7
愛 媛	2	1	3
高 知	3	1	4
熊 本	10	7	17
福 岡	17	14	31
佐 賀	6	4	10
長 崎	6	4	10
大 分	5	4	9
宮 崎	8	2	10
鹿 児 島	5	3	8
沖 縄	11	3	14

注：基礎調査は21年調査、月別調査は平成22年1月現在の調査客対数

牛乳製品統計調査（基礎調査）の流れ図（平成23年～の実施方法）（案）



牛乳製品統計調査（月別調査）の流れ図（平成23年～の実施方法）（案）



注：審査、集計、第一報統計表及び報告書統計表作成の業務については平成21年・22年の請負業務に加えて実施するもの。

(秘)平成 年牛乳製品統計調査調査客体情報

No.

[illegible]

牛乳乳製品統計調査
審査事項一覧表
(平成22年4月現在)

農林水産省

1 牛乳乳製品統計調査(基礎調査)審査事項一覧表

調査票項目	項番	審査内容	対処方法
指標部	1	指標部に記入漏れ又は誤りがないか	各コードを乳製品工場・牛乳処理場一覧表で確認してください。
1 経営組織	2	記入内容が前年と違っていないか	前年と違う経営組織を記入している場合は、調査客体に確認してください。
2 従業員数（12月31日現在）	3	記入内容が前年と違っていないか	前年と5人以上の差が出た場合は、調査客体に理由を確認してください。

調査票項目	項番	審査内容	対処方法																																											
3 生乳の送受乳量及び処理内訳 (12月の月間)	4	計と内訳が一致しているか	一致しない場合は、調査客体に確認してください。																																											
	5	前年値と比べ大きな変動はないか	前年は県外の受乳がないのに本年はある（ない）場合等、変動の理由を調査客体に確認してください。																																											
	3 生乳の送受乳量及び処理内訳（12月の月間） 単位：t <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th><th colspan="4">受乳量</th><th rowspan="3">他工場・処理場への送乳量</th><th colspan="4">生乳の処理内訳</th></tr> <tr> <th colspan="2">生産者・集乳所から</th><th colspan="2">他工場・処理場から</th><th rowspan="2">牛乳等向け</th><th rowspan="2">うち、業務用向け</th><th rowspan="2">うち、チーズ等向け</th><th rowspan="2">うち、クリーム等向け</th><th rowspan="2">欠減</th></tr> <tr> <th>県内</th><th>県外</th><th>県内</th><th>県外</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>12月の月間</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			区分	受乳量				他工場・処理場への送乳量	生乳の処理内訳				生産者・集乳所から		他工場・処理場から		牛乳等向け	うち、業務用向け	うち、チーズ等向け	うち、クリーム等向け	欠減	県内	県外	県内	県外	計										12月の月間									
	区分	受乳量				他工場・処理場への送乳量	生乳の処理内訳																																							
		生産者・集乳所から			他工場・処理場から		牛乳等向け	うち、業務用向け		うち、チーズ等向け	うち、クリーム等向け	欠減																																		
県内		県外	県内	県外																																										
計																																														
12月の月間																																														
6	他工場・処理場への送乳量に大きな変動はないか	対前年比で10%以上の差が出た場合は、調査客体に理由を確認してください。																																												
3 生乳の送受乳量及び処理内訳（12月の月間） 単位：t <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th><th colspan="4">受乳量</th><th rowspan="3">他工場・処理場への送乳量</th><th colspan="4">生乳の処理内訳</th></tr> <tr> <th colspan="2">生産者・集乳所から</th><th colspan="2">他工場・処理場から</th><th rowspan="2">牛乳等向け</th><th rowspan="2">うち、業務用向け</th><th rowspan="2">うち、チーズ等向け</th><th rowspan="2">うち、クリーム等向け</th><th rowspan="2">欠減</th></tr> <tr> <th>県内</th><th>県外</th><th>県内</th><th>県外</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>12月の月間</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			区分	受乳量				他工場・処理場への送乳量	生乳の処理内訳				生産者・集乳所から		他工場・処理場から		牛乳等向け	うち、業務用向け	うち、チーズ等向け	うち、クリーム等向け	欠減	県内	県外	県内	県外	計										12月の月間										
区分	受乳量				他工場・処理場への送乳量	生乳の処理内訳																																								
	生産者・集乳所から			他工場・処理場から		牛乳等向け	うち、業務用向け		うち、チーズ等向け	うち、クリーム等向け	欠減																																			
	県内	県外	県内	県外																																										
計																																														
12月の月間																																														
7 『受乳量 計』－『他工場・処理場への送乳量』＝『総処理量』が一致すること	7	『受乳量 計』－『他工場・処理場への送乳量』＝『総処理量』が一致すること	一致しない場合は、調査客体に確認してください。																																											
	3 生乳の送受乳量及び処理内訳（12月の月間） 単位：t <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th><th colspan="4">受乳量</th><th rowspan="3">他工場・処理場への送乳量</th><th colspan="4">生乳の処理内訳</th></tr> <tr> <th colspan="2">生産者・集乳所から</th><th colspan="2">他工場・処理場から</th><th rowspan="2">牛乳等向け</th><th rowspan="2">うち、業務用向け</th><th rowspan="2">うち、チーズ等向け</th><th rowspan="2">うち、クリーム等向け</th><th rowspan="2">欠減</th></tr> <tr> <th>県内</th><th>県外</th><th>県内</th><th>県外</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>12月の月間</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			区分	受乳量				他工場・処理場への送乳量	生乳の処理内訳				生産者・集乳所から		他工場・処理場から		牛乳等向け	うち、業務用向け	うち、チーズ等向け	うち、クリーム等向け	欠減	県内	県外	県内	県外	計										12月の月間									
	区分	受乳量				他工場・処理場への送乳量	生乳の処理内訳																																							
生産者・集乳所から		他工場・処理場から			牛乳等向け		うち、業務用向け	うち、チーズ等向け		うち、クリーム等向け	欠減																																			
県内		県外	県内	県外																																										
計																																														
12月の月間																																														

調査票項目	項番	審査内容	対処方法																																																																																																																												
3 生乳の送受乳量及び処理内訳 (12月の月間) (つづき)	8	計と内訳が一致しているか	一致しない場合は、調査客体に確認してください。																																																																																																																												
	9	生乳の処理内訳に大きな変動はないか	対前年比で10%以上の差が出た場合は、調査客体に理由を確認してください。																																																																																																																												
	10	『牛乳等向け』が『うち、業務用向け』以上となっていること	大小関係が成り立っていない場合は、調査客体に確認してください。																																																																																																																												
	11	『乳製品向け』が『うち、クリーム等向け』以上となっていること	大小関係が成り立っていない場合は、調査客体に確認してください。																																																																																																																												
8 3 生乳の送受乳量及び処理内訳 (12月の月間) 単位: t <table><tr><th rowspan="3">区分</th><th colspan="4">受乳量</th><th rowspan="3">他工場・処理場への送乳量</th><th colspan="4">生乳の処理内訳</th></tr><tr><th rowspan="2">計</th><th colspan="2">生産者・集乳所から</th><th rowspan="2">県外</th><th rowspan="2">総処理量</th><th rowspan="2">牛乳等向け</th><th rowspan="2">うち、業務用向け</th><th rowspan="2">うち、クリーム等向け</th><th rowspan="2">欠減</th></tr><tr><th>県内</th><th>県外</th></tr><tr><td>12月の月間</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 9 3 生乳の送受乳量及び処理内訳 (12月の月間) 単位: t <table><tr><th rowspan="3">区分</th><th colspan="4">受乳量</th><th rowspan="3">他工場・処理場への送乳量</th><th colspan="4">生乳の処理内訳</th></tr><tr><th rowspan="2">計</th><th colspan="2">生産者・集乳所から</th><th rowspan="2">県外</th><th rowspan="2">総処理量</th><th rowspan="2">牛乳等向け</th><th rowspan="2">うち、業務用向け</th><th rowspan="2">うち、クリーム等向け</th><th rowspan="2">欠減</th></tr><tr><th>県内</th><th>県外</th></tr><tr><td>12月の月間</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 10 3 生乳の送受乳量及び処理内訳 (12月の月間) 単位: t <table><tr><th rowspan="3">区分</th><th colspan="4">受乳量</th><th rowspan="3">他工場・処理場への送乳量</th><th colspan="4">生乳の処理内訳</th></tr><tr><th rowspan="2">計</th><th colspan="2">生産者・集乳所から</th><th rowspan="2">県外</th><th rowspan="2">総処理量</th><th rowspan="2">牛乳等向け</th><th rowspan="2">うち、業務用向け</th><th rowspan="2">うち、クリーム等向け</th><th rowspan="2">欠減</th></tr><tr><th>県内</th><th>県外</th></tr><tr><td>12月の月間</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 11 3 生乳の送受乳量及び処理内訳 (12月の月間) 単位: t <table><tr><th rowspan="3">区分</th><th colspan="4">受乳量</th><th rowspan="3">他工場・処理場への送乳量</th><th colspan="4">生乳の処理内訳</th></tr><tr><th rowspan="2">計</th><th colspan="2">生産者・集乳所から</th><th rowspan="2">県外</th><th rowspan="2">総処理量</th><th rowspan="2">牛乳等向け</th><th rowspan="2">うち、業務用向け</th><th rowspan="2">うち、クリーム等向け</th><th rowspan="2">欠減</th></tr><tr><th>県内</th><th>県外</th></tr><tr><td>12月の月間</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				区分	受乳量				他工場・処理場への送乳量	生乳の処理内訳				計	生産者・集乳所から		県外	総処理量	牛乳等向け	うち、業務用向け	うち、クリーム等向け	欠減	県内	県外	12月の月間										区分	受乳量				他工場・処理場への送乳量	生乳の処理内訳				計	生産者・集乳所から		県外	総処理量	牛乳等向け	うち、業務用向け	うち、クリーム等向け	欠減	県内	県外	12月の月間										区分	受乳量				他工場・処理場への送乳量	生乳の処理内訳				計	生産者・集乳所から		県外	総処理量	牛乳等向け	うち、業務用向け	うち、クリーム等向け	欠減	県内	県外	12月の月間										区分	受乳量				他工場・処理場への送乳量	生乳の処理内訳				計	生産者・集乳所から		県外	総処理量	牛乳等向け	うち、業務用向け	うち、クリーム等向け	欠減	県内	県外	12月の月間									
区分	受乳量				他工場・処理場への送乳量	生乳の処理内訳																																																																																																																									
	計	生産者・集乳所から				県外	総処理量	牛乳等向け		うち、業務用向け	うち、クリーム等向け	欠減																																																																																																																			
		県内	県外																																																																																																																												
12月の月間																																																																																																																															
区分	受乳量				他工場・処理場への送乳量	生乳の処理内訳																																																																																																																									
	計	生産者・集乳所から		県外		総処理量	牛乳等向け	うち、業務用向け	うち、クリーム等向け	欠減																																																																																																																					
		県内	県外																																																																																																																												
12月の月間																																																																																																																															
区分	受乳量				他工場・処理場への送乳量	生乳の処理内訳																																																																																																																									
	計	生産者・集乳所から		県外		総処理量	牛乳等向け	うち、業務用向け	うち、クリーム等向け	欠減																																																																																																																					
		県内	県外																																																																																																																												
12月の月間																																																																																																																															
区分	受乳量				他工場・処理場への送乳量	生乳の処理内訳																																																																																																																									
	計	生産者・集乳所から		県外		総処理量	牛乳等向け	うち、業務用向け	うち、クリーム等向け	欠減																																																																																																																					
		県内	県外																																																																																																																												
12月の月間																																																																																																																															

調査票項目	項番	審査内容	対処方法															
4 牛乳等の生産量及び出荷状況 (1月～12月)	12	『計』と『牛乳＋加工乳・成分調整牛乳』が一致すること	一致しない場合は、調査客体に確認してください。															
	13	『牛乳』が『うち、業務用＋うち、学校給食用』以上となっていること	大小関係が成り立っていない場合は、調査客体に確認してください。															
	14	『加工乳・成分調整牛乳』が『うち、業務用』以上となっていること	大小関係が成り立っていない場合は、調査客体に確認してください。															
	15	『加工乳・成分調整牛乳』が『うち、成分調整牛乳』以上となっていること	大小関係が成り立っていない場合は、調査客体に確認してください。															
	12	<table><tr><th colspan="5">飲用牛乳等生産量</th></tr><tr><th>区 分</th><th>計</th><th>牛 乳</th><th>加工乳・ 成分調整牛乳</th><th>うち、 成分調整牛乳</th></tr><tr><td>1月～12月</td><td></td><td></td><td>うち、 学校給食用</td><td>うち、 業務用</td></tr></table>	飲用牛乳等生産量					区 分	計	牛 乳	加工乳・ 成分調整牛乳	うち、 成分調整牛乳	1月～12月			うち、 学校給食用	うち、 業務用	
飲用牛乳等生産量																		
区 分	計	牛 乳	加工乳・ 成分調整牛乳	うち、 成分調整牛乳														
1月～12月			うち、 学校給食用	うち、 業務用														
	13	<table><tr><th colspan="5">飲用牛乳等生産量</th></tr><tr><th>区 分</th><th>計</th><th>牛 乳</th><th>加工乳・ 成分調整牛乳</th><th>うち、 成分調整牛乳</th></tr><tr><td>1月～12月</td><td></td><td></td><td>うち、 学校給食用</td><td>うち、 業務用</td></tr></table>	飲用牛乳等生産量					区 分	計	牛 乳	加工乳・ 成分調整牛乳	うち、 成分調整牛乳	1月～12月			うち、 学校給食用	うち、 業務用	
飲用牛乳等生産量																		
区 分	計	牛 乳	加工乳・ 成分調整牛乳	うち、 成分調整牛乳														
1月～12月			うち、 学校給食用	うち、 業務用														
	14																	
	15																	

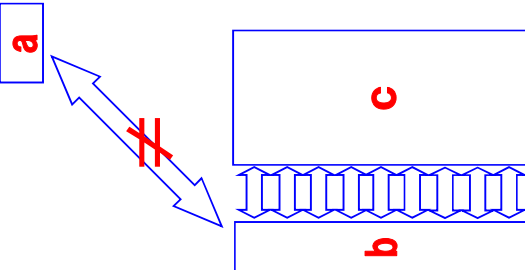
調査票項目	項番	審査内容	対処方法																																																																											
5 飲用牛乳等の容器別容器容量別生産量（10月の月間）	16	容器容量別生産量の各計に大きな変動はないか	対前年比で10%以上の差が出た場合は、調査客体に理由を確認してください。																																																																											
	17	『牛乳 計』と『ガラスビン500ml未満＋ガラスビン500ml以上＋紙製容器500ml未満＋紙製容器500ml以上＋その他』が一致すること	一致しない場合は、調査客体を確認してください。																																																																											
	18	『加工乳・成分調整牛乳 計』と『ガラスビン500ml未満＋ガラスビン500ml以上＋紙製容器500ml未満＋紙製容器500ml以上＋その他』が一致すること	一致しない場合は、調査客体を確認してください。																																																																											
16 5 飲用牛乳等の容器容量別生産量（10月の月間） 単位：k l <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">計</th> <th colspan="2">ガラスびん</th> <th colspan="2">紙製容器</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>500ml未満</th> <th>500ml以上</th> <th>500ml未満</th> <th>500ml以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛 乳 (10月の月間)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加工乳・成分調整牛乳 (10月の月間)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 17 5 飲用牛乳等の容器容量別生産量（10月の月間） 単位：k l <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">計</th> <th colspan="2">ガラスびん</th> <th colspan="2">紙製容器</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>500ml未満</th> <th>500ml以上</th> <th>500ml未満</th> <th>500ml以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛 乳 (10月の月間)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加工乳・成分調整牛乳 (10月の月間)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 18 5 飲用牛乳等の容器容量別生産量（10月の月間） 単位：k l <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">計</th> <th colspan="2">ガラスびん</th> <th colspan="2">紙製容器</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>500ml未満</th> <th>500ml以上</th> <th>500ml未満</th> <th>500ml以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛 乳 (10月の月間)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加工乳・成分調整牛乳 (10月の月間)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> - 42 -				区 分	計	ガラスびん		紙製容器		その他	500ml未満	500ml以上	500ml未満	500ml以上	牛 乳 (10月の月間)							加工乳・成分調整牛乳 (10月の月間)							区 分	計	ガラスびん		紙製容器		その他	500ml未満	500ml以上	500ml未満	500ml以上	牛 乳 (10月の月間)							加工乳・成分調整牛乳 (10月の月間)							区 分	計	ガラスびん		紙製容器		その他	500ml未満	500ml以上	500ml未満	500ml以上	牛 乳 (10月の月間)							加工乳・成分調整牛乳 (10月の月間)						
区 分	計	ガラスびん				紙製容器		その他																																																																						
		500ml未満	500ml以上	500ml未満	500ml以上																																																																									
牛 乳 (10月の月間)																																																																														
加工乳・成分調整牛乳 (10月の月間)																																																																														
区 分	計	ガラスびん		紙製容器		その他																																																																								
		500ml未満	500ml以上	500ml未満	500ml以上																																																																									
牛 乳 (10月の月間)																																																																														
加工乳・成分調整牛乳 (10月の月間)																																																																														
区 分	計	ガラスびん		紙製容器		その他																																																																								
		500ml未満	500ml以上	500ml未満	500ml以上																																																																									
牛 乳 (10月の月間)																																																																														
加工乳・成分調整牛乳 (10月の月間)																																																																														

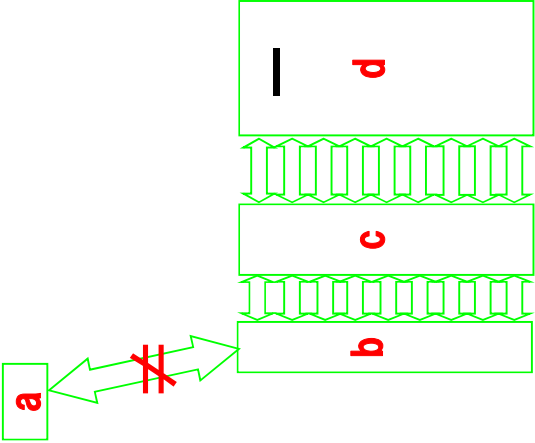
調査票項目	項番	審査内容	対処方法																									
6 生産能力 (12月31日現在)	19	飲用牛乳等の生産能力がないのに飲用牛乳の生産量がある	調査客体にご確認ください。																									
	6 生産能力 (12月31日現在) <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">生乳の 貯乳能力 (L)</th><th rowspan="2">飲用牛乳等 (L/h)</th><th rowspan="2">はっ酵乳 (L/h)</th><th rowspan="2">粉乳 (kg/h)</th><th colspan="2">バター</th><th rowspan="2">クリーム (kg/h)</th><th colspan="2">チーズ</th><th rowspan="2">れん乳 (kg/h)</th></tr><tr><th>調製式 (kg/h)</th><th>パツヂ式 (L/h)</th><th>調製式 (kg/h)</th><th>パツヂ式 (L/h)</th></tr><tr><td>生産能力 (12月31日現在)</td><td></td><td></td><td>記入なし</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 記入あり			区分	生乳の 貯乳能力 (L)	飲用牛乳等 (L/h)	はっ酵乳 (L/h)	粉乳 (kg/h)	バター		クリーム (kg/h)	チーズ		れん乳 (kg/h)	調製式 (kg/h)	パツヂ式 (L/h)	調製式 (kg/h)	パツヂ式 (L/h)	生産能力 (12月31日現在)			記入なし						
区分	生乳の 貯乳能力 (L)	飲用牛乳等 (L/h)	はっ酵乳 (L/h)						粉乳 (kg/h)	バター		クリーム (kg/h)	チーズ		れん乳 (kg/h)													
				調製式 (kg/h)	パツヂ式 (L/h)	調製式 (kg/h)	パツヂ式 (L/h)																					
生産能力 (12月31日現在)			記入なし																									
20 はっ酵乳の生産能力がないのに はっ酵乳の生産量がある		調査客体にご確認ください。																										
	6 生産能力 (12月31日現在) <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">計</th><th rowspan="2">牛乳</th><th colspan="2">飲用牛乳等生産量</th><th colspan="2">乳飲料</th><th rowspan="2">はっ酵乳</th><th rowspan="2">乳酸菌飲料</th></tr><tr><th>うち、業務用 うち、学校給食用</th><th>加工乳・ 成分調整牛乳 うち、業務用 うち、成分調整牛乳</th><th>乳飲料</th><th>はっ酵乳</th></tr><tr><td>1月～12月</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 記入なし 記入あり			区分	計	牛乳	飲用牛乳等生産量		乳飲料		はっ酵乳	乳酸菌飲料	うち、業務用 うち、学校給食用	加工乳・ 成分調整牛乳 うち、業務用 うち、成分調整牛乳	乳飲料	はっ酵乳	1月～12月											
区分	計	牛乳	飲用牛乳等生産量				乳飲料		はっ酵乳	乳酸菌飲料																		
			うち、業務用 うち、学校給食用	加工乳・ 成分調整牛乳 うち、業務用 うち、成分調整牛乳	乳飲料	はっ酵乳																						
1月～12月																												

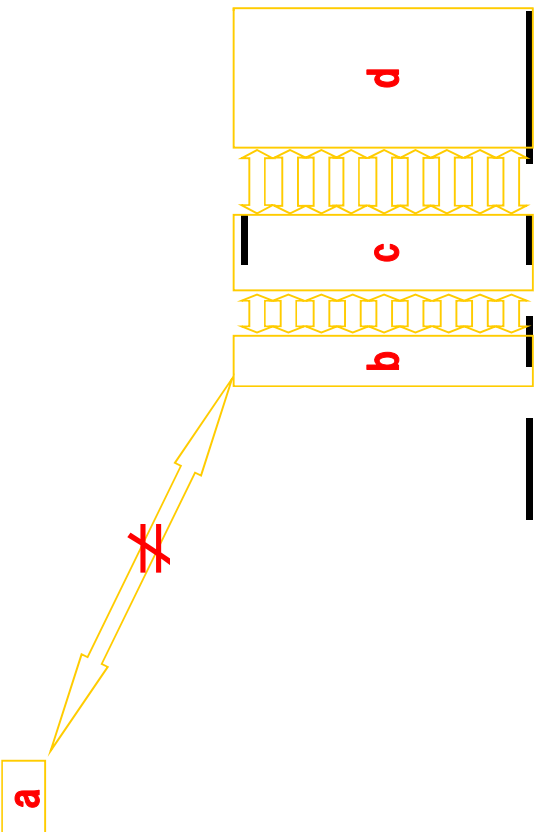
- 44 -

2 月別調査票の審査

調査票項目	項番	審査内容	対処方法
コードの転記	1	調査項目にある「都道府県名」、「工場・処理場名」のコードについては、農林水産省が貸与した「牛乳乳製品統計調査 乳製品工場・牛乳処理場一覧表」に記載されている「県番号」、「工場・処理場番号」を転記してください。	各コードを乳製品工場・牛乳処理場一覧表で確認してください。
指標部	2	指標部に記入漏れ誤りがないか	各コードを乳製品工場・牛乳処理場一覧表で確認してください。
1 生乳の送受乳量及び繰越、繰入量			
	3	『県外から(イ)』と『(イ)の内訳』の受乳量の合計が一致していること	一致しない場合は、調査客体にどちらが正しいか確認してください。
	4	『県外から(エ)』と『(エ)の内訳』の受乳量の合計が一致していること	一致しない場合は、調査客体にどちらが正しいか確認してください。
	5	『県外へ(カ)』と『(カ)の内訳』の送乳量の合計が一致していること	一致しない場合は、調査客体にどちらが正しいか確認してください。

調査票項目	項番	審査内容	対処方法
1 生乳の送受乳量及び繰越、繰入量 (つづき)	6	『県内から(ア)』～『翌月への繰越量(ク)』の各項目の量について前年同月値と比較します	対前年同月比で10%以上、もしくは100 t以上の差が出た場合は、調査客体に理由を確認してください。
	7	『県内から(ア)』～『翌月への繰越量(ク)』の各項目の量について前月値と比較します	対前月比で10%以上、もしくは100 t以上の差が出た場合は、調査客体に理由を確認してください。
1 (イ)の内訳	8	『b』と指標部『a』が一致しないこと	(イ)の内訳は県外からの受乳量なので指標部『a』と同じコードが『b』に記入されることはありません。
	9	『b』があって、『c』が空欄となっていないか、又はその逆	『b』に記入がある場合『c』へ数値が記入されている必要があります。(その逆も)空欄の場合は、調査客体に確認してください。
	10	調査月から前12ヶ月の間に、取引実績がない都道府県名が記入されている場合	間違いがないか、調査客体に確認してください。
			

調査票項目	項番	審査内容	対処方法
1 (エ)の内訳	11	『b』と指標部『a』が一致しないこと	(エ)の内訳は県外他工場からの受乳量なので指標部『a』と同じコードが『b』に記入されることはありません。
	12	同一行上の『b』、『c』、『d』の全てに記入があること	『b』、『c』、『d』のいずれかに記入がある場合、同一行上の全てに記入されている必要があります。いずれかが空欄となっている場合は、調査客体に確認してください。
	13	調査月から前12ヶ月の間に、取引実績がない都道府県名又は工場名が記入されている場合	間違いがないか、調査客体に確認してください。
			

調査票項目	項番	審査内容	対処方法
1 (カ)の内訳	14	『b』と指標部『a』が一致しないこと	(カ)の内訳は県外への送乳量なので指標部『a』と同じコードが『b』に記入されることはありません。
	15	同一行上の『b』、『c』、『d』の全てに記入があること	『b』、『c』、『d』のいずれかに記入がある場合、同一行上の全てに記入されている必要があります。いずれかが空欄となっている場合は、調査客体に確認してください。
	16	調査月から前12ヶ月の間に、取引実績がない都道府県名又は工場名が記入されている場合	間違いがないか、調査客体に確認してください。
			

調査票項目	項番	審査内容	対処方法
2 生乳の処理量	17	『生乳処理量』と『(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)-(カ)+(キ)-(ク)』が一致すること	一致しない場合は、調査客体に確認してください。
	18	『生乳処理量』と『牛乳等向け+乳製品向け+欠減』が一致すること	一致しない場合は、調査客体に確認してください。
	19	『牛乳等向け』が『うち、業務用向け』以上となっていること	大小関係が成り立っていない場合は、調査客体を確認してください。
	20	『乳製品向け』が『うち、チーズ向け+うち、クリーム等向け』以上となっていること	大小関係が成り立っていない場合は、調査客体を確認してください。
	19	20	
	21	『生乳処理量』及び『処理内訳』の各項目の量について前年同月値と比較します	対前年同月比で10%以上、もしくは100 t以上の差が出た場合は、調査客体に理由を確認してください。
	22	『生乳処理量』及び『処理内訳』の各項目の量について前月値と比較します	対前月比で10%以上、もしくは100 t以上の差が出た場合は、調査客体に理由を確認してください。

調査票項目

3 牛乳等の生産量

項番

審査内容

対処方法

23

『計』と『牛乳(ケ)+加工乳・成分調整牛乳(コ)』が一致すること

一致しない場合は、調査客体に確認してください。

24

『牛乳』が『うち、業務用+うち、学校給食用』以上となっていること

大小関係が成り立っていない場合は、調査客体に確認してください。

25

『加工乳・成分調整牛乳』が『うち、業務用』以上となっていること

大小関係が成り立っていない場合は、調査客体に確認してください。

26

『加工乳・成分調整牛乳』が『うち、成分調整牛乳』以上となっていること

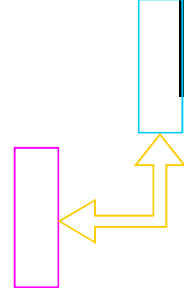
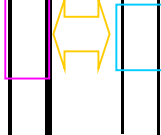
大小関係が成り立っていない場合は、調査客体に確認してください。

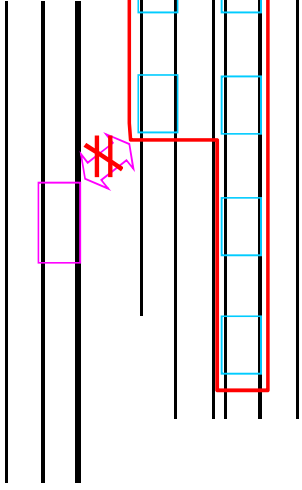
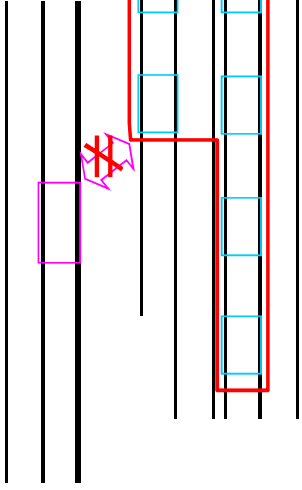
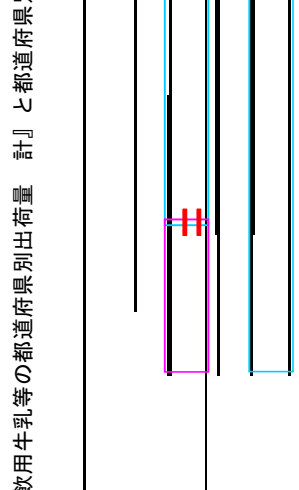
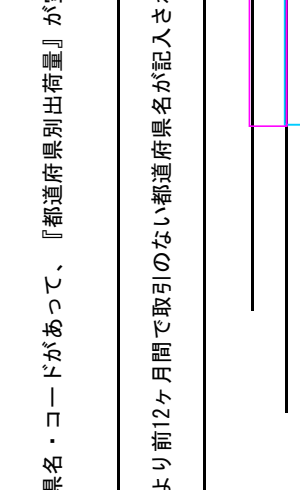
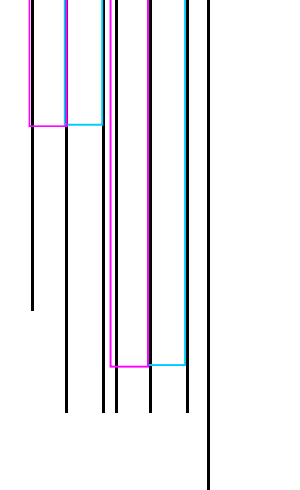
23

3 牛乳等の生産量（キロリットル単位で記入してください。）

単位：kl

飲 用 牛 乳 等									
計 (ケ)+(コ)	牛 乳 (ケ)		加工乳・成分調整牛乳(コ)		乳 飲 料		乳 飲 料		乳 飲 料
	うち、業務用	うち、学校給食用	うち、業務用	うち、学校給食用	うち、業務用	うち、業務用	うち、業務用	うち、業務用	
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：						

調査票項目	項番	審査内容	対処方法
4 飲用牛乳等の都道府県別出荷量	31と	『3 牛乳等の生産量 計』と『4 飲用牛乳等の都道府県別出荷量 計』が一致していること	一致しない場合は、調査客体を確認してください。
			
	32	『自県コード』と指標部『局・事務所コード』が一致していること	一致しない場合は、『自県コード』を修正してください。
			

調査票項目	項番	審査内容	対処方法
4 飲用牛乳等の都道府県別出荷量 (つづき)	33	自県以外への『出荷量』がある場合、『都道府県名・コード』と指標部『局・事務所コード』が一致していないこと 	県外への出荷量なので指標部『局・農政事務所コード』と同じ『都道府県名・コード』が記入されることはありません。必要に応じ、調査客体に確認してください。
	34	『4 飲用牛乳等の都道府県別出荷量 計』と都道府県別出荷量の積み上げが一致していること 	一致しない場合は、調査客体に確認してください。
	35	都道府県名・コードがあって、『都道府県別出荷量』が空欄となっていないか、又はその逆 	『都道府県名・コード』に記入がある場合『都道府県別出荷量』に数値が記入されている必要があります。空欄の場合は、調査客体に確認してください。
	36	調査月より前12ヶ月間で取引のない都道府県名が記入されている場合 	調査客体に確認し、取引が行われているか確認してください。
	37	調査月より前12ヶ月間で取引のない都道府県名が記入されている場合 	調査客体に確認し、取引が行われているか確認してください。

調査票項目	項番	審査内容	対処方法																
5 乳製品の生産量及び月末在庫量	37	『チーズ』が『うち、直接消費用ナチュラルチーズ』以上となっていること	大小関係が成り立っていない場合は、調査客体に確認してください。																
	<table><tr><td>区分</td><td>チー</td><td>ズ</td><td>うち、直接消費用ナチュラルチーズ</td><td>加糖れん乳</td><td>無糖れん乳</td><td>脱脂加糖れん乳</td><td>乳脂肪分8%以上のアイスクリーム(単位:kl)</td></tr><tr><td>生産量</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td></tr></table>			区分	チー	ズ	うち、直接消費用ナチュラルチーズ	加糖れん乳	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳	乳脂肪分8%以上のアイスクリーム(単位:kl)	生産量	:	:	:	:	:	:	:
区分	チー	ズ	うち、直接消費用ナチュラルチーズ	加糖れん乳	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳	乳脂肪分8%以上のアイスクリーム(単位:kl)												
生産量	:	:	:	:	:	:	:												
	38	『バター』に記入があるのに『生乳の処理量 乳製品向け』に記入がない	この場合、生乳からの製造ではなく、購入したクリーム等を原料にバターを生産している場合等がありますので調査客体に確認してください。																
	記入あり <table><tr><td>区分</td><td>チー</td><td>ズ</td><td>うち、直接消費用ナチュラルチーズ</td><td>加糖れん乳</td><td>無糖れん乳</td><td>脱脂加糖れん乳</td><td>乳脂肪分8%以上のアイスクリーム(単位:kl)</td></tr><tr><td>生産量</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td></tr></table> 記入なし			区分	チー	ズ	うち、直接消費用ナチュラルチーズ	加糖れん乳	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳	乳脂肪分8%以上のアイスクリーム(単位:kl)	生産量	:	:	:	:	:	:	:
区分	チー	ズ	うち、直接消費用ナチュラルチーズ	加糖れん乳	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳	乳脂肪分8%以上のアイスクリーム(単位:kl)												
生産量	:	:	:	:	:	:	:												

調査票項目	項番	審査内容	対処方法
5 乳製品の生産量及び月末在庫量 (つつぎ)	41	『チーズ』に記入があるのに『生乳の処理量 乳製品向けうち、チーズ向け』に記入がない	この場合、生乳からの製造ではなく、海外からの輸入チーズ等を原料にチーズを生産している可能性等がありますので調査客体に確認してください。
		記入あり	
	42	『チーズ』に記入がないのに『生乳の処理量 乳製品向けうち、チーズ向け』に記入がある	この場合、プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズを生産している可能性等がありますので調査客体に確認してください。
		記入なし	

調査票項目	項番	審査内容	対処方法
5 乳製品の生産量及び月末在庫量 (つづき)	43	『全粉乳』～『アイスクリーム』の各項目の生産量について前年同月値と比較します	対前年同月比で10%以上の差が出た場合は、調査客体に理由を確認してください。
	44	『全粉乳』～『アイスクリーム』の各項目の生産量について前月値と比較します	対前月比で10%以上の差が出た場合は、調査客体に理由を確認してください。

3 月別調査 集計値の審査

審査項目	審査内容	対処方法
工場間における生乳の送受乳量	電子化された調査票データを集計し、工場間における生乳の送受乳量が一致しているかを確認	一致していない場合には、送乳側、受乳側のそれぞれの調査客体から生乳の送受乳量の確認を行い、必要に応じて報告値の修正を行う。 なお、調査客体に確認は行ったものの、送受乳量が一致しなかった場合には、速やかに農林水産省に報告し、指示を仰ぐ。
生乳生産量	電子化された調査票データの集計値と基礎調査結果から求めた推計値とから求めた都道府県別の生乳生産量が、指定生産者団体等が取りまとめている都道府県別の生乳生産量を上回っているかを確認	調査結果が指定生産者団体等の生乳生産量を下回っている場合には、前年調査票データ等を活用し、生乳の送受乳についての実態を確認するとともに、必要に応じて報告値の修正を行う。 なお、確認を行ったものの、指定生産者団体等の生乳生産量を下回っている場合には、速やかに農林水産省に報告し、指示を仰ぐ。

4 (第1報作成編) 集計ミスの等の確認(月別調査)

審査項目	審査内容	審査の留意点	対処方法
集計ミスの等の確認	○各項目の県計値の対前年同月、対前月比較による増減要因の確認	○調査票値の積み上げが間違っていないかを確認。	調査票データ、集計データを再確認し、必要に応じて調査データを確認を行うとともに、審査内容については複数人によるダブルチェックを行う。
	○各項目の全国値の対前年同月、対前月比較による増減要因の確認	○県計値の積み上げが間違っていないかを確認。	
	○在庫量集計値の増減要因の確認	○調査票値の積み上げが間違っていないかを確認。	
	○統計表の各項目間の数値の整合性を確認	○統計表の全国計と都道府県計とが一致しているか等、項目間の整合性を確認。	
	○統計表の累年データのロールイン・ロールアウトを確認	○ロールイン・ロールアウトが調査年、調査月と一致しているかを確認。	

5 (第1報作成編) 集計ミスの確認(基礎調査)

審査項目	審査内容	審査の留意点	対処方法
集計ミスの確認	○各項目の全国値の対前年比較による増減要因の確認	○調査票値の積み上げ、県計値の積み上げが間違っていないかを確認。	調査票データ、集計データを再確認し、客観的に確認を行い、データ修正を行うとともに、審査内容について複数人によるダブルチェックを行う。
	○統計表の計と内訳の整合性を確認	○計と内訳の合計が一致しているかを確認。	
	○統計表の累年データのロールイン・ロールアウトを確認	○ロールイン・ロールアウトが調査年、調査月と一致しているかを確認。	

6 (報告書統計表作成編) 集計ミス等の確認 (報告書)

審査項目	審査内容	対処方法
集計ミス等の確認	○表側の年次、月次等の表記に誤りがないかを確認 ○概数値公表以降にデータの修正があった場合は、そのデータが確実に集計値に反映されているかを確認	集計データを再度確認の上、審査内容について複数チェックを行う。

調査客体配付用品一覧表

番号	関係用品・作成物	原稿渡し (月)	発送時期	備考
基 礎 調 査 ・ 月 別 調 査 共 通				
1	牛乳乳製品統計調査 ご協力のお願い	11	11～12月	$(666(\text{基礎調査調査客体数}) + 381(\text{月別調査調査客体数}) \times 1.05 = 1,099$
2	牛乳乳製品統計調査 送付用封筒(調査関係用品を郵送する場合)	11	11～12月	$(666(\text{基礎調査調査客体数}) + (381(\text{月別調査調査客体数}) \times 12)) \times 1.05 = 5500$
3	牛乳乳製品統計調査 返信用封筒(調査関係用品を郵送する場合)	11	11～12月	$(666(\text{基礎調査調査客対数}) + (381(\text{月別調査調査客体数}) \times 12)) \times 1.05 = 5500$
4	牛乳乳製品統計調査 オンライン調査システム操作ガイド	11	随時	オンライン調査を希望する調査客体に配付
5	オンライン調査用コード・ID	—	随時	オンライン調査を希望する調査客体に配付
基 礎 調 査				
6	牛乳乳製品統計調査基礎調査票 記入の仕方	11	11～12月	$666(\text{基礎調査調査客体数}) \times 1.05 = 699$
7	牛乳乳製品統計調査基礎調査票(プレプリントも含む)	11	11～12月	$666(\text{基礎調査調査客体数}) \times 1.05 = 699$
月 別 調 査				
8	牛乳乳製品統計調査月別調査 記入の仕方	11	11～12月	$381(\text{月別調査調査客体数}) \times 1.05 = 400$
9	牛乳乳製品統計調査月別調査票 (牛乳処理場・乳製品工場用)	11	11～12月	$381(\text{月別調査客対数}) \times 12 \times 1.05 = 4801$

(秘)平成 年 牛乳乳製品統計調査 調査拒否等報告
(基礎調査)

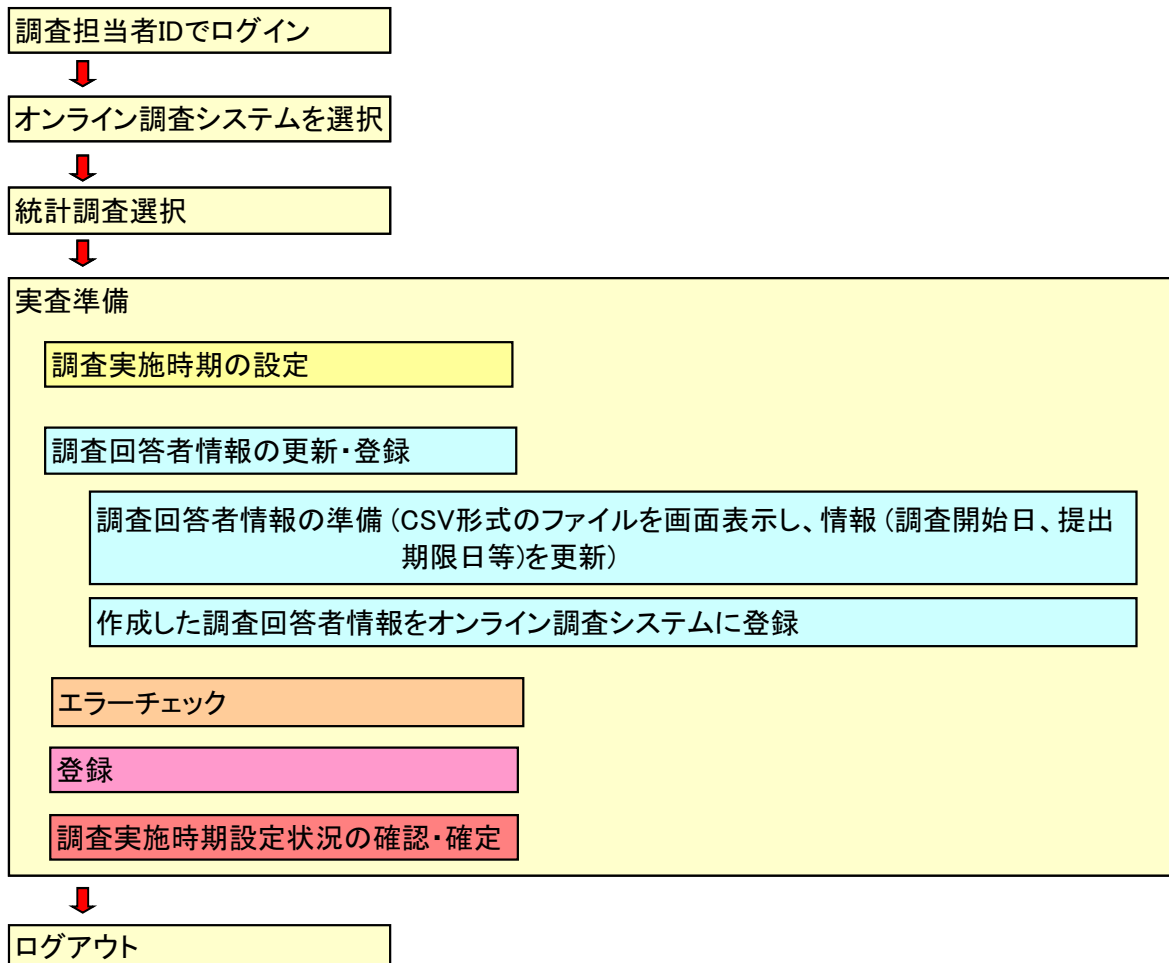
No	月日	応対時刻	調査票の指標欄				調査拒否・遅延理由等
			県番号	工場			
	/						
	/						
	/						
	/						

(秘)平成 年 牛乳乳製品統計調査 調査拒否等報告
(月別調査)

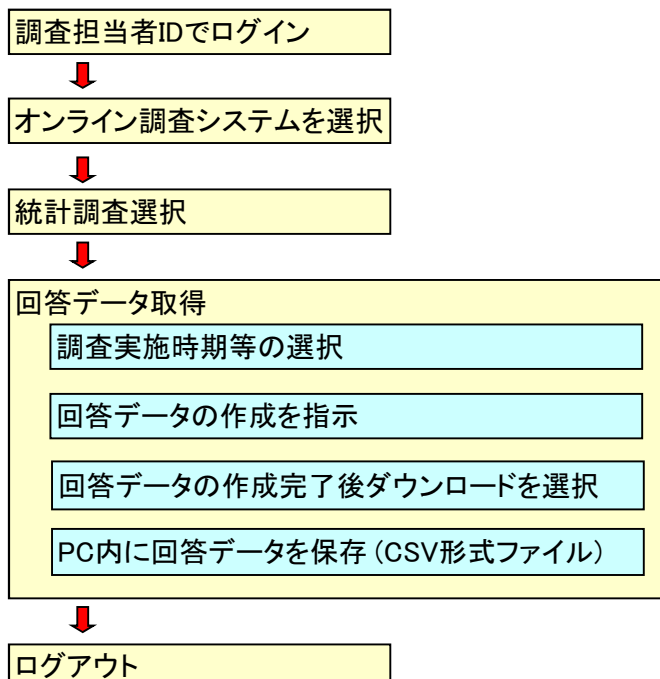
No	月日	応対時刻	調査票の指標欄			調査拒否・遅延理由等
			県番号	工場		
	/					
	/					
	/					
	/					

牛乳乳製品統計調査オンライン調査における回答者情報登録作業 及び調査客体からの回答データ取得作業の手順

1. 回答者情報登録作業



2. 回答データ取得作業



(秘)平成 年 牛乳乳製品統計調査 問い合わせ・苦情等対応状況
(基礎調査)

No.

No	月日	応対時刻	調査票の指標欄			応対内容			備考
			県番号	工場		苦情等・照会内容	回答内容		
	/								
	/								
	/								
	/								
	/								
	/								
	/								
	/								
	/								
	/								

(秘)平成 年 牛乳乳製品統計調査 問い合わせ・苦情等対応状況
(月別調査)

No.

No	月日	応対時刻	調査票の指標欄				苦情等・照会内容		応対内容		回答内容	備考
			県番号	工場								
	/											
	/											
	/											
	/											
	/											
	/											
	/											
	/											
	/											
	/											
	/											

[illegible]

(秘)平成 年 牛乳乳製品統計調査 疑義照会状況
(基礎調査)

No.

No	月日	応対時間(分)	調査票の指標欄				照会内容	回答内容	備考
			県番号		工場				
	/								
	/								
	/								
	/								
	/								
	/								
	/								
	/								
	/								

(秘)平成 年 牛乳乳製品統計調査 疑義照会状況
(月別調査)

No.

No	月日	応対時間(分)	調査票の指標欄				照会内容	回答内容	備考
			県番号	工場					
	/								
	/								
	/								
	/								
	/								
	/								
	/								
	/								
	/								

平成22年3月17日
農 林 水 産 省
大臣官房統計部

牛乳乳製品統計調査の実施状況について（平成21年調査分）

I 事業の概要

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を行い、以下の内容により平成21年及び22年調査の事業を実施している。

1 事業内容

牛乳乳製品統計調査における実査準備（調査関係用品の印刷等、月別調査はオンライン調査導入のためのシステム開発等）、調査票の配付・回収、督促、照会対応、調査票審査（月別調査）、調査票データの電子化に係る業務
但し、基礎調査は、調査票の回収までである。

2 契約期間

平成20年11月から23年1月末日までの2年3ヶ月

3 受託者

社団法人 中央畜産会

II 確保すべき質の達成状況及び評価

平成21年調査（1月から12月分）における確保すべき質の達成状況及び評価は次のとおり。

1 調査客体への協力依頼・確定実績

最終的な調査客体への協力依頼・確定実績は、目標値の100%に対して、基礎調査は99.3%、月別調査は99.5%となった。

民間事業者は、「乳製品工場・牛乳処理場一覧表」に基づき、郵送で調査協力依頼（692 客体）を行い、そのうち協力同意書が返信されていない調査客体（171 客体）に対しては、電話で協力同意書の提出をお願いした。

また、電話でのお願いの際に、調査拒否した5調査客体に対しては、訪問等により協力依頼を行ったが、調査客体の組織の縮小等を理由に協力を得ることが出来なかった。また、農林水産省からも調査拒否の同様に協力依頼を行ったが、協力を得られなかった。

	協力依頼	廃業	調査客体	調査拒否	確定実績
基礎調査	692	14	678	5	673
月別調査	395	1	394	2	392

2 調査票の回収率

基礎調査の調査票回収率は、目標値の100%に対し99.9%となった。

調査拒否の1調査客体についても、民間事業者の訪問による協力依頼の他、農林水産省からも訪問で協力依頼を行ったものの、調査客体の多忙を理由に協力を得ることが出来なかった。

月別調査の回収率は、各月とも目標の100%を達成した。

基礎調査

調査客体数	回収数	回収率
673	672	99.9%

注：平成20年調査の回収率は100%であった。

月別調査

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
調査客体数	392	392	392	383	383	381	381	381	381	381	381	381
回収数	392	392	392	383	383	381	381	381	381	381	381	381
回収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注：調査客体数の減少は選定替え及び廃業等による。

3 調査客体からの照会対応

民間事業者は、問い合わせ・苦情マニュアルに沿って調査客体からの照会対応を行った。また、調査客体に対するアンケート調査では、民間事業者の照会対応については、4調査客体から「説明がどちらかというとわかりづらい」との回答があったが、それ以外は「良好であった」との結果であった。

問い合わせ・苦情等対応

協力依頼時

合計件数	調査方法	謝金関係	協力の必要性	その他
60	15	15	11	19

調査方法：Webによる入力方法など

謝金関係：口座の確認に関する事など

協力の必要性：調査の利活用など

その他：調査内容など

基礎調査

合計件数	記入方法	その他
46	41	5

記入方法：プレプリントされた数字の性格など

その他：謝礼金の扱いなど

月別調査

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計
合計件数	53	28	22	14	8	13	8	6	2	5	4	3	166
調査内容	8	3	12	4	1	8							36
操作方法	43	23	9	8	6	2	5	4	1	5	3	1	110
その他	2	2	1	2	1	3	3	2	1		1	2	20

調査内容：1 t 未満の入力方法など

操作方法：Web 報告における質問内容の確認など

その他：報告の締切日など

4 審査事項一覧表に関する疑義照会

民間事業者は、調査票に対する審査を審査事項一覧表に基づき作成したプログラムを用いて行った。その際得られた回答が、一定の許容範囲を逸脱する客体に対しては、電話で再確認を行い、農政事務所に調査票データを報告した。

農政事務所からの調査票データの審査事項一覧表に関する疑義照会件数が1月調査分が多いが、これはシステムによる疑義照会が不完全であったことから、回答内容の増減要因などを詳細に確認したことによる。

2月調査分以降は、調査精度を向上させるため、システムメンテナンスや専門職員を配置するなど改善策を講じた。

審査事項一覧表に関する疑義照会件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
審査事項一覧表に関する疑義照会件数	92	75	73	72	87	58	60	67	63	77	67	63	854
農政事務所報告前に行われた疑義照会件数	39	53	58	49	58	43	47	43	39	51	58	38	576
農政事務所報告後に行われた疑義照会件数	53	22	15	23	29	15	13	24	24	26	9	25	278
上記のうち修正件数	27	4	1	5	1	1	1	1	2	1	4	3	51

注：修正件数については、民間事業者は「審査事項一覧表」に基づき審査を行っており、審査の段階で疑義が生じた場合には、調査客体に確認を行っているが、報告後、農政事務所においても民間事業者には提供していない資料（基礎調査結果など）を基に検証・確認した結果、調査客体の記帳誤り等が判明し、集計段階で修正した回数である。

なお、民間事業者へのヒアリングによると、本業務については、牛乳・乳製品製造・流通、農林統計等の専門的知見が不可欠であること、調査客体との良好な関係を維持することが必要であるとの指摘が挙げられた。

5 報告

基礎調査の報告については、農林水産省からの調査票の提供が遅れたことから、調査票の発送が遅れ、回収までの期間が短かったこともあり、想定以上に調査票の回収が遅れ、報告が8日遅延した。

基礎調査実施スケジュール

		予定日	実績
農林水産省からの調査票の提供	基礎調査のうち基礎調査のみ調査客体	12月中旬	1月22日
	基礎調査のうち月別調査客体	1月20日	1月22日
調査票の配付	基礎調査のうち基礎調査のみ調査客体	12月下旬	1月23日
	基礎調査のうち月別調査客体	1月20日	1月23日
調査票の回収	基礎調査のうち基礎調査のみ調査客体	1月20日	2月5日
	基礎調査のうち月別調査客体	2月1日	2月5日
農林水産省への報告		2月5日	2月13日

また、月別調査の1月調査においては、調査の精度を優先させるために時間を要したこと等から報告が2日遅延した。

これについては、システムの改善、専門的知見を有する者の増強を図るなどの対策をとり、調査精度の向上、期限までの報告に努めている。

6 評価

調査客体の協力については、民間事業者を中心に農林水産省からも協力依頼を行ったにもかかわらず協力が得られなかったため、これ以上の協力依頼を行っても調査客体から協力を得ることは困難と国側で判断したところである。このため、確保すべき質と設定した「農林水産省が示す調査客体の全てからの調査協力を得る」は達成できなかったが、やむを得ないものとする。

また、調査票の回収率についても、同様である。

これらについては、調査主体の変更が目標の100%を達成できなかったことに関係していることは否定できない。

月別調査の報告については、調査の精度を優先したため1月分の調査票の回収・報告が遅れたが、その後、2月調査分からシステムの改善、人員の増員で対応し、現在まで、報告の遅延はない。

Ⅲ 実施経費の状況及び評価

1 実施経費

本業務に要した経費（税込）は、下表のとおり（実施経費は概算）になっている。

なお、業務初年度における見積経費と実施経費の主な差異については以下のとおり。

費目	見積経費(円)	実施経費(円)
人件費(常勤のみ)	4,414,500	8,365,500
一般管理費	3,633,820	2,733,652
印刷製本費	130,950	489,975
通信運搬費	1,329,350	416,386
諸謝金	12,176,640	11,293,560
旅費・交通費	150,000	170,450
役務費	232,000	3,552,355
支払手数料	651,000	571,305
統計調査システム構築作業	9,416,250	8,715,000
計	32,134,510	36,308,183

【人件費・役務費】

当初の想定に比べ、農政事務所からの疑義照会の件数が多く、農政事務所への対応が錯綜したことから、システムの改善と増員により対応を行ったこと、また、毎月の調査を円滑に実施するため、電子メール、電話、FAXによる調査票提出のお願い、督促をきめ細かく行ったことから見積経費を上回った。また、初めてのこともあり、民間事業者では、これまで農林水産省が保持していた客体の送受乳や生産・製造等に関わる特徴や月別の傾向、審査にあたってのノウハウや審査項目一覧に掲載されていない留意事項等について毎月の調査を行いながら情報を蓄積し、工程を適宜、改善する工夫を行い、精度の向上を図ってきたが、この蓄積・整理等の作業にも時間を要した。

【印刷製本費】

封筒の印刷については、2カ年分をまとめて印刷した方が印刷単価が安価になること、また、「調査票の記入の仕方」の印刷については、当初は2色刷を予定していたが、調査票の誤入力等に関する注意喚起を促すことから、4色刷で印刷したことにより見積経費を上回った。

【通信運搬費】

当初は、基礎調査と月別調査の両方が調査客体となっている工場に対しては、調査毎に協力依頼することを計画していたが、まとめて協力依頼を行ったこと、また、月別調査の客体に対する各種連絡を、極力電子メールやFAXにより行ったことから見積経費を下回った。

【諸謝金】

農林水産省から提示があった平成20年調査の実施調査客体数（基礎調査700、月別調査414）を基に積算を行ったが、操業停止や廃業、謝金の受取辞退から見積経費を下回った。

2 評価

初年度については、民間事業者の実施経費が契約金額（見積経費）を4,174千円上回った。

これは、これまで全国の統計・情報センターで行っていた調査客体への疑義照会業務を民間事業者で行うこととなり、想定以上に農政事務所から民間事業者への疑義照会件数が多かったことに加え、初めての事業でもあったことから農政事務所への対応が錯綜したため、システムの改善や増員で対応したことが主因と考える。

Ⅳ 事業の実施状況

1 実施体制

以下のとおりである。

業務名	人日
調査客体への協力依頼	30
調査関係用品の印刷	30
調査票の回収及び督促(基礎調査)	40
調査票の回収及び督促(月別調査)	44
月別調査の審査・疑義照会対応	192
調査客体への謝礼支給(基礎調査)	4
調査客体への謝礼支給(月別調査)	10
計	350

(再委託) 以下の業務については再委託も実施

システム開発業務、関係用品の印刷業務

2 実施状況

(1) 調査客体への協力依頼

農林水産省から貸与した「乳製品工場・牛乳処理場一覧表」に基づき、住所の再確認、郵便番号の追加等を行い、郵送により事務局名の依頼文書を発出するとともに、調査主体が変更となっても、円滑に調査が実施されるよう、民間事業者の創意と工夫により、調査方法や調査主体の変更を解説した文書等も併せて送付し協力依頼を行った。

なお、4月1日現在での月別調査客体については、新たに追加客体がなかったことから、協力依頼の文書の送付は行っていない。

調査客体への協力依頼の状況は以下のとおりである。

・平成20年11月19日～平成21年1月14日（協力依頼数：692工場）

・延べ人日 30人日

・方法 郵送による依頼（692工場）、電話による依頼519回（延べ回数）

※注：調査拒否の調査客体に対しては、民間事業者から電話又は訪問による協力依頼を行うとともに、それでも調査拒否の調査客体については、国からも電話又は訪問による協力依頼を行ったが、調査協力が得られなかった。（Ⅱ1を参照）

(2) 調査関係用品の印刷

調査関連用品の印刷については、以下の表のとおり行った。

また、調査客体に送付する封筒は、「ピンク」の封筒を採用することで、他の郵便物と混ざって廃棄されないよう民間事業者で工夫した。

なお、月別調査は、オンライン調査を採用していることから、Web上の入力画面としたが、郵送調査を希望する調査客体に対しては、調査票を印刷して対応した。

関係用品印刷物	予定印刷部数	実印刷部数
牛乳乳製品統計調査 ご協力のお願い	$(699(\text{基礎調査工場数}) + 414(\text{月別調査工場(牛乳処理場・乳製品工場)数})) \times 1.05 = 1,169$	1500
牛乳乳製品統計調査 送付用封筒(調査関係用品を郵送する場合)	$(699(\text{基礎調査工場数}) + (414(\text{月別調査工場(牛乳処理場・乳製品工場)数}) \times 12)) \times 1.05 = 5,950$	8000
牛乳乳製品統計調査 返信用封筒	$(699(\text{基礎調査工場数}) + (414(\text{月別調査工場(牛乳処理場・乳製品工場)数}) \times 12)) \times 1.05 = 5,950$	1500
牛乳乳製品統計調査基礎調査 記入の仕方	$699(\text{基礎調査工場数}) \times 1.05 = 734$	750
プレプリント済み基礎調査票封入用封筒 (長3窓付き封筒)	$699(\text{基礎調査工場数}) \times 1.05 = 734$	1,500
牛乳乳製品統計調査月別調査 記入の仕方	$414(\text{月別調査工場数(牛乳処理場・乳製品工場)数}) \times 1.05 = 435$	47
牛乳乳製品統計調査月別調査票 (牛乳処理場・乳製品工場用)	$414(\text{月別調査工場数(牛乳処理場・乳製品工場)数}) \times 12 \times 1.05 = 5216$	564

- ・平成20年11月18日～平成21年1月31日（実査準備として、調査関係用品の印刷の他、月別調査をオンラインで実施することから、システムの設計から開発、試行テストに平成21年1月31日までの期間を要した）
- ・延べ人日 30人日

(3) 実査

ア 調査関係用品の配付

基礎調査、月別調査の調査関係用品は、平成21年1月23日に郵送により行った。

イ 調査票の回収及び督促

① 基礎調査

基礎調査は往復郵送調査で実施し、調査票の提出期日を過ぎても報告がない調査客体に対しては、電話、FAXにより督促を行い、更に報告がない調査客体に対しては、訪問により調査票の回収を行った。

- ・平成21年1月21日～平成21年2月13日（封書の宛先と調査票にプレプリントされている宛先との照合作業に要した期間も含む）
- ・延べ人日 40人日
- ・督促方法 138 客体に対し電話による督促延べ279回、55 客体に対しFAXによる督促を延べ61回、3 客体に対し訪問3回

② 月別調査

392 調査客体のうち345 調査客体からオンライン調査の協力を得た。

また、それ以外の調査客体には、年当初に12ヶ月分の調査票を配布し、調査票の報告方法を確認したところ、全ての調査客体からFAXとの回答があったことから、回収した調査票の回答内容を民間事業者でオンライン入力した。

なお、オンライン調査では、調査票を提出期日までに回収するため、提出期日の6日前、4日前及び2日前の3回に分けて、調査票の入力が終わっていない調査客体に対してメールで注意喚起のお知らせを行うとともに、提出が遅れがちな調査客体に対しては、事前に電話でお知らせするなど、民間事業者の創意と工夫により調査票の100%回収に努めた。

月別調査に係る督促状況

調査対象月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
遅延客体数	16	1	1	3	5	1	3	3	3	1	1	2	40
督促回数	24	1	1	7	6	2	7	4	4	2	2	3	63

・延べ人日 44 人日

ウ 月別調査の審査・疑義照会対応

オンライン調査の入力画面で入力値に不整合が発生した場合には警告を発し、調査客体自らが調査項目の増減要因等の確認を行うシステムとすることにより、未然に調査票の入力ミスを防ぐ工夫をした。また、システム上での審査を効率的に行うため、システムの改善を行い、処理の迅速化と調査精度の維持に努めた。

民間事業者で審査を終えた調査票については、地方農政事務所に報告するとともに、農政事務所からの疑義照会に対しては、民間事業者から電話で調査客体に確認を行い、農政事務所には指定様式で回答を行った。

1 月～12 月までの疑義照会の実績

・疑義照会件数 854 件

・延べ人日 192 人日

(4) 調査客体への謝礼支給

調査客体への謝礼の支給については、1 年間の調査終了後、調査協力の際に確認した指定先の口座に振り込みを行った。

また、調査協力のお礼と振り込み通知については郵送により行った。

受取辞退者を除いた調査客体への謝礼支給業務の実施状況は以下のとおり。

なお、月別調査については、通常は 12 ヶ月分の謝礼金を翌年の 1 月に支給することとしているが、21 年調査については調査期間中に操業停止となった調査客体があったことから、速やかに謝礼金を支給するため、6 月の支払いが発生した。

基礎調査

・平成 21 年 3 月 2 日～平成 21 年 3 月 31 日

・延べ人日 4 人日

月別調査

・平成 21 年 6 月 1 日～平成 21 年 6 月 30 日

・平成 21 年 12 月 15 日～平成 22 年 1 月 30 日

・延べ人日 10 人日

調査客体への謝礼支給の状況は以下のとおり。

	基礎調査	月別調査
客体数	636	379
支払金額（円）	2,594,880	8,698,680

(5) 調査客体への対応状況

平成21年10月末現在の牛乳乳製品統計調査における全ての調査客体に対して、民間事業者の対応状況について把握を行った。

ア 実施状況

i 事務局からの調査協力依頼状況、ii 事務局への問い合わせ等の対応状況、iii 事務局からの督促対応状況、iv 事務局からの疑義照会等対応状況、v その他についてアンケートを実施（平成21年12月9日発送、平成22年1月8日締切）した。

送付数	回答数	回収率	有効回答数	有効回収率
381	294	77.2%	294	77.2%

イ アンケートの集計結果

i 調査協力依頼状況

時間帯については、批判的な回答はなかった。対応・態度については、1調査客体が「どちらかという悪い」、また、協力依頼については7調査客体が「わかりづらい」との回答であった。

ii 問い合わせ等の対応状況

電話がつながるまでの時間で「どちらかといえば待たされた」との回答が1調査客体、事務局の対応・態度で「どちらかといえば悪い」が1調査客体、説明内容等では3調査客体が「どちらかといえばわかりづらい」との回答であった。

iii 督促対応状況

督促電話の時間帯については、批判的な回答はなかった。対応・態度で「悪い」との回答が1調査客体あった。また、「調査票の記入を軽視する発言があった」とする回答が3調査客体あった。

iv 疑義照会等対応状況

対応・態度が「どちらかという悪い」との回答が1調査客体からあったほか、内容照会の説明が「どちらかというわかりづらい」との回答が4調査客体あった。

v その他

調査方法を独自の Web による回収方法としたことから、当初は操作方法に戸惑う調査客体もあった。

【事務局からの調査協力依頼状況】

(1) 調査の協力依頼の状況についてお尋ねします。

ア 事務局からの協力依頼の時間帯はいかがでしたか。

	回答 事業所数	1 特に問題ない	2 就業時間外で 不都合があった	3 就業時間内で 不都合があった	4 わからない
回答数	98	95	1	0	2
構成比	100%	96.9%	1.0%	0.0%	2.0%

イ 事務局の協力依頼の応対・態度はいかがでしたか。

	回答 事業所数	1 良い	2 どちらかといえば 良い	3 どちらかといえば 悪い	4 悪い
回答数	97	62	34	1	0
構成比	100%	63.9%	35.1%	1.0%	0.0%

3又は4を選択された方は、具体的にご記入をお願いします。

(主に出された意見)

なし

ウ 事務局からの協力依頼の説明内容は、いかがでしたか。

	回答 事業所数	1 わかりやすい	2 どちらかといえば わかりやすい	3 どちらかといえば わかりづらい	4 わかりづらい
回答数	160	69	84	7	0
構成比	100%	43.1%	52.5%	4.4%	0.0%

3又は4を選択された方は、具体的にご記入をお願いします。

(主に出された意見)

なぜ市場化テストが導入され、調査主体が変更になったのかわかりやすい説明が欲しい。

前までの調査方法から変更になった部分の詳細説明が不十分。

(2) 調査の協力依頼は、どのような方法がよいですか。

	回答 事業所数	1 訪問	2 電話	3 郵送
回答数	285	67	51	167
構成比	100%	23.5%	17.9%	58.6%

(3) 事務局の調査の協力依頼について、お気づきの点がありましたらご自由にご記入をお願いします。

(主に出された意見)

事務局の方が、訪問し詳しく説明していただけると伺っていたが、訪問も電話もなかった。

パンフレットがあり民間移行への流れがわかりやすかった。

継続の場合は郵送でよいと思うが、新規の場合は訪問(継続はメールでも良い)

事前に関東農政局の前任者より説明があったので問題なかった。

農政局からの事前説明があったものの、担当窓口以外の部署に説明したにとどまっていた。

【事務局への問い合わせ等の対応状況】

(1) 問い合わせ等の状況についてお尋ねします。

ア 事務局へ問い合わせ等を行われましたか。

	回答 事業所数	1	2
		した	しなかった
回答数	288	106	182
構成比	100%	36.8%	63.2%

2を選択された方は、「3 事務局の調査客体へ督促した際の対応状況」へ進んでください。

イ 事務局には、どのようなことで問い合わせ等を行われましたか。

(該当するものは全てお書きください。)

	回答 事業所数	1	2	3
		調査の内容について	苦情	その他
回答数	113	85	3	25
構成比	100%	75.2%	2.7%	22.1%

問い合わせをされた方は、内容について具体的にご記入をお願いします。

(主に出された意見)

調査項目の内容について
オンライン入力の方法について
督促メール、確認メールの不備について
指定以外の報告方法の対応について
疑義照会は頻度、毎回同じ疑義照会の対応について
謝金の入金日 事前通知について

(2) 事務局へ電話で問い合わせ等された際、電話がつながるまでの時間は、いかがでしたか。

(電話がつながるまでの時間とは、話し中も含め事務局が電話に出るまでの時間を言います。)

	回答 事業所数	1	2	3	4
		すぐつながった	どちらかといえば すぐつながった	どちらかといえば待た された	待たされた
回答数	105	76	28	1	0
構成比	100%	72.4%	26.7%	1.0%	0.0%

(3) 事務局の応対・態度はいかがでしたか。

	回答 事業所数	1	2	3	4
		良い	どちらかといえば 良い	どちらかといえば 悪い	悪い
回答数	108	86	21	1	0
構成比	100%	79.6%	19.4%	0.9%	0.0%

3又は4を選択された方は、具体例のご記入をお願いします。

(主に出された意見)

なし

(4) 事務局からの問い合わせ等に対する説明内容は、いかがでしたか。

	回答 事業所数	1	2	3	4
		わかりやすい	どちらかといえば わかりやすい	どちらかといえば わかりづらい	わかりづらい
回答数	109	66	40	3	0
構成比	100%	60.6%	36.7%	2.8%	0.0%

3又は4を選択された方は、具体例のご記入をお願いします。

(主に出された意見)

電話なのでこちらもうまく問い合わせの内奥を言い表せなかった。

(5) 事務局からの問い合わせ等に対する回答までの時間は、いかがでしたか。

	回答 事業所数	1	2	3	4	5
		短かった	どちらかといえば 短かった	どちらかといえば 長かった	長かった	その場での回答が なかった
回答数	106	65	38	0	1	2
構成比	100%	61.3%	35.8%	0.0%	0.9%	1.9%

(6) 問い合わせ等の対応について、事務局にお気づきの点がありましたらご自由にご記入をお願いします。

(主に出された意見)

大変親切でよかった。
専門用語ではなく、一般の人にもわかりやすくしてほしい。

【事務局からの督促対応状況】

(1) 督促対応状況についてお尋ねします。

ア 事務局から調査票の提出に対する督促がありましたか。

	回答 事業所数	1	2
		あった	なかった
回答数	268	74	194
構成比	100%	27.6%	72.4%

2を選択された方は、「4 事務局から調査客体へ内容照会をした際の対応状況」へ進んでください。

イ 事務局から督促の電話を受けた時間帯は、いかがでしたか。

	回答 事業所数	1	2	3	4
		特に問題ない	就業時間外で 不都合があった	就業時間内で 不都合があった	わからない
回答数	67	64	0	0	3
構成比	100%	95.5%	0.0%	0.0%	4.5%

(2) 事務局の対応・態度は、いかがでしたか。

	回答 事業所数	1	2	3	4
		良い	どちらかといえば 良い	どちらかといえば 悪い	悪い
回答数	69	47	21	0	1
構成比	100%	68.1%	30.4%	0.0%	1.4%

3又は4を選択された方は、具体例のご記入をお願いします。

(主に出された意見)

横柄な対応でした。

メールでの遅れがないように調査(統計の)〆切り日を指定したら知らせがありました。大変助かりました。

(3) 事務局の説明の中で、調査票の記入を軽視するような発言はありませんでしたか。

	回答 事業所数	1	2	3	4
		なかった	記入しなくてよい といわれた	記入できるところだけ でよいといわれた	その他
回答数	73	69	0	3	1
構成比	100%	94.5%	0.0%	4.1%	1.4%

4を選択された方は、具体例のご記入をお願いします。

(主に出された意見)

丁寧に話し合いをもって説明してくれた。

(4) 事務局からの督促に対する説明時間は、いかがでしたか。

	回答 事業所数	1	2	3	4
		短かった	どちらかといえば 短かった	どちらかといえば 長かった	長かった
回答数	66	43	18	5	0
構成比	100%	65.2%	27.3%	7.6%	0.0%

(5) 事務局の督促の対応について、お気づきの点がありましたらご自由にご記入をお願いします。

(主に出された意見)

期日を過ぎても多少の猶予期間はいただきたい。(通常は期日までに報告できています)

期日には間に合うようにしてますので、月初めにくるメールを1回にしてほしい。

メールですから時間のゆとりを持って知らせてくださって、とてもありがたいです。

【事務局からの疑義照会等対応状況】

(1) 内容照会等の状況についてお尋ねします。

ア 事務局から調査票の内容照会等がありましたか。

	回答 事業所数	1	2
		あった	なかった
回答数	283	152	131
構成比	100%	53.7%	46.3%

2を選択された方は、「5 その他」へ進んでください。

イ 事務局から内容照会等を受けた時間帯は、いかがでしたか。

	回答 事業所数	1	2	3	4
		特に問題ない	就業時間外で 不都合があった	就業時間内で 不都合があった	わからない
回答数	153	149	1	0	3
構成比	100%	97.4%	0.7%	0.0%	2.0%

(2) 事務局の対応・態度は、いかがでしたか。

	回答 事業所数	1	2	3	4
		良い	どちらかといえば 良い	どちらかといえば 悪い	悪い
回答数	152	115	36	1	0
構成比	100%	75.7%	23.7%	0.7%	0.0%

3又は4を選択された方は、具体例のご記入をお願いします。

(主に出された意見)

一方的に話しをされ、こちらの都合は関係なかった。

(3) 事務局からの調査票の内容照会会の説明は、いかがでしたか。

	回答 事業所数	1	2	3	4
		わかりやすい	どちらかといえば わかりやすい	どちらかといえば わかりづらい	わかりづらい
回答数	154	94	54	4	2
構成比	100%	61.0%	35.1%	2.6%	1.3%

3又は4を選択された方は、具体例のご記入をお願いします。

(主に出された意見)

システム（事務局側）をベースに話をし、現物の動きを見ていない。

「こんなこともわからないの？」と見下す様な言い方をされた。

担当者によって訂正方法が違う。

Web入力画面で似たような項目が並んでいて見づらい。

(4) 事務局からの調査票の内容照会会の説明時間は、いかがでしたか。

	回答 事業所数	1	2	3	4
		短かった	どちらかといえば 短かった	どちらかといえば 長かった	長かった
回答数	149	76	64	9	0
構成比	100%	51.0%	43.0%	6.0%	0.0%

(5) 事務局の内容照会等の対応について、お気づきの点がありましたらご自由にご記入をお願いします。

(主に出された意見)

親切・丁寧に対応していただきました。

バターの生産等の基礎知識に乏しい担当者がある。

【その他】

事務局についてお気づきの点がありましたらご自由にご記入をお願いします。

(主に出された意見)

事務局ではないが、入力画面が小窓になっており入力しづらい。

調査入力のインターネット画面上で、動きが非常に遅いので時間を要す。

締切日のメール連絡後、3日前に更にメール連絡があり、当日に確認の電話があった。そんなに何度も連絡はいらない。

事前に農水出張所の担当者より、報告の仕方が変更になる話を聞いていたので混乱は無かった。